

平成24年度

包括外部監査の結果に関する報告書

学校教育に関する財務事務等の執行について

旭川市包括外部監査人

公認会計士 多屋 勝範

第1	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	事件を選定した理由	1
4.	監査対象期間	1
5.	外部監査の方法	2
(1)	監査の着眼点	2
(2)	主な監査手続	2
6.	監査実施期間	3
7.	包括外部監査の補助者	3
8.	利害関係	3
第2	旭川市教育委員会の概要	4
1.	教育委員会とは	4
2.	教育委員会制度の概要	4
3.	旭川市の教育行政方針における基本理念、基本方針及び重点的な取り組み	5
4.	学校教育に関する職務権限	6
5.	旭川市教育委員会の組織と学校教育の事業規模	7
(1)	旭川市教育委員会の組織	7
(2)	学校教育部の事務分掌	7
(3)	学校教育の事業規模	9
第3	外部監査の結果及び意見	12
1.	監査結果の一覧	12
2.	学校の適正規模及び適正配置	13
(1)	適正規模及び適正配置の必要性	13
(2)	旭川市立小・中学校適正配置計画の内容	14
(3)	旭川市立小・中学校適正配置計画の進捗状況	17
(4)	適正配置計画の見直しについて(意見)	21
(5)	適正配置計画の推進(意見)	22
3.	備品管理について	25
(1)	備品管理の概要	25
(2)	実施した監査手続	25
(3)	備品台帳と設置・保管場所の相違(指摘)	26
(4)	備品台帳への記載漏れ(指摘)	26
(5)	備品台帳照合確認表の記載漏れ(指摘)	27
(6)	備品管理シールの貼付漏れ(指摘)	27
(7)	廃棄申請の時期(意見)	28

(8)	廃棄申請の遅延(指摘)	28
(9)	不明な備品の廃棄申請(意見)	28
(10)	寄付により取得した備品(意見)	29
(11)	備品台帳の見直し(意見)	30
4.	学校給食事業	32
(1)	学校給食の概要	32
(2)	学校給食の目標	32
(3)	旭川市における学校給食の位置付け	32
(4)	学校給食の実施状況	33
(5)	学校給食の業務の流れ	36
(6)	調理方式の検討(意見)	37
(7)	学校給食費の未納(意見)	40
(8)	給食費会計の保護者に対する説明(指摘)	42
(9)	給食事業に関する情報の公開(意見)	43
(10)	学校給食の公会計化(意見)	43
5.	私費会計	45
(1)	私費とは	45
(2)	旭川市立小中学校私費会計事務処理要領の要旨	45
(3)	実施した往査の概要	46
(4)	現金保管台帳の整備(指摘)	47
(5)	現金徴収について(意見)	47
(6)	預金口座による管理の徹底(意見)	47
(7)	私費会計口座の名義(指摘)	47
(8)	一会計、一口座の厳守(意見)	48
(9)	受託業務の文書化(意見)	48
(10)	物品保管台帳の不備(指摘)	48
(11)	保護者への決算報告の徹底(指摘)	48
(12)	私費会計の意義・目的の明確化(指摘)	49
(13)	学校教育部による定期的なチェック(意見)	49
(14)	私費会計における教育委員会と各学校の取り組み強化(意見)	49
6.	人件費について	51
(1)	旭川市の学校教育に係る人件費	51
(2)	事業評価の仕組(意見)	51
(3)	賃金の内訳	54
(4)	報償費の内訳	55
(5)	教育費に含まれない人件費(意見)	55

7.	補助金・負担金について.....	57
(1)	学校教育に係る補助金・負担金	57
(2)	補助金・負担金の評価(意見)	58
8.	参考資料等	59
(1)	学校別各種数値	59
(2)	往査対象先別私費会計の内容.....	65

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び旭川市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件

学校教育に関する財務事務等の執行について

3. 事件を選定した理由

学校教育は市民生活と密接な関わりがあるとともに、子供の将来、ひいては、旭川市の将来にも影響を与えることとなる重要な施策である。

一方で、学校教育が取り組むべき課題は、少子高齢化の進展、学力の低下、いじめや体罰問題等、とりまく環境の変化に伴い、難化・複雑化している。

これらの状況を鑑みると、学校教育に関して、その有効性や経済性、効率性について検討することは意義のあるものと判断し、「学校教育に関する財務事務等の執行について」を特定の事件として選定した。

4. 監査対象期間

平成23年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

ただし、必要に応じて過年度及び平成24年度についても対象としている。

5. 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

- ① 学校教育に関する事務は、法令、条例、規則及び要綱等に則って適切に執行されているか。
- ② 基本計画や運営方針に基づき業務が計画的に進められているか。また、経済的かつ効果的に実施されているか。
- ③ 学校教育に関する事務は効率的に実施されているか。
- ④ 事務の手続きは適切に実行されているか。また、見直すべき点はないか。
- ⑤ 教職員の給与、補助金等、需用費、備品購入費及び委託料等の支出は、法令等に基づき適切に処理されているか。また、これらの支出は効果的になされているか。
- ⑥ 公費会計と私費会計の区分は適切に処理されているか。また、私費会計の管理に係る指導が適切に行われているか。
- ⑦ 教育財産の取得及び維持管理は適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

上記(1)の監査の着眼点を検討するために実施した主な監査手続は次のとおりである。

- ① 学校教育の所管課において、学校教育の事業概要等について質問及び関連資料の閲覧を行い、全般的事項を把握した。
- ② 関連する規則及び手引き等を閲覧し、業務の流れを把握した。
- ③ 担当課・担当者へ質問し、業務の実際の運用状況等を確認した。
- ④ 関連書類及び証憑書類等を閲覧し、業務が適切に実施されているか確認した。
- ⑤ 選定した学校へ往査し、校長、教頭及び担当者への質問、関連書類の閲覧、現物の確認等の手続を実施した。

往査対象とした学校は以下のとおりであり、学校の規模や置かれている状況等を鑑み選定している。

【往査対象校】

高台小学校	神居小学校	新町小学校
愛宕東小学校	嵐山小・中学校	東鷹栖中学校
広陵中学校	聖園中学校	緑が丘中学校

6. 監査実施期間

平成 24 年 7 月 10 日から平成 25 年 3 月 28 日まで
(前包括外部監査人の監査実施期間を含む。)

7. 包括外部監査の補助者

公認会計士	江本 智幸
公認会計士協会準会員	前田 敬洋
税理士	吉田 紀穂

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 旭川市教育委員会の概要

1. 教育委員会とは

教育委員会は、地方自治法第180条の5の規定により、地方公共団体に設置される機関である。そして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し、執行する機関である（地方自治法第180条の8）。

2. 教育委員会制度の概要

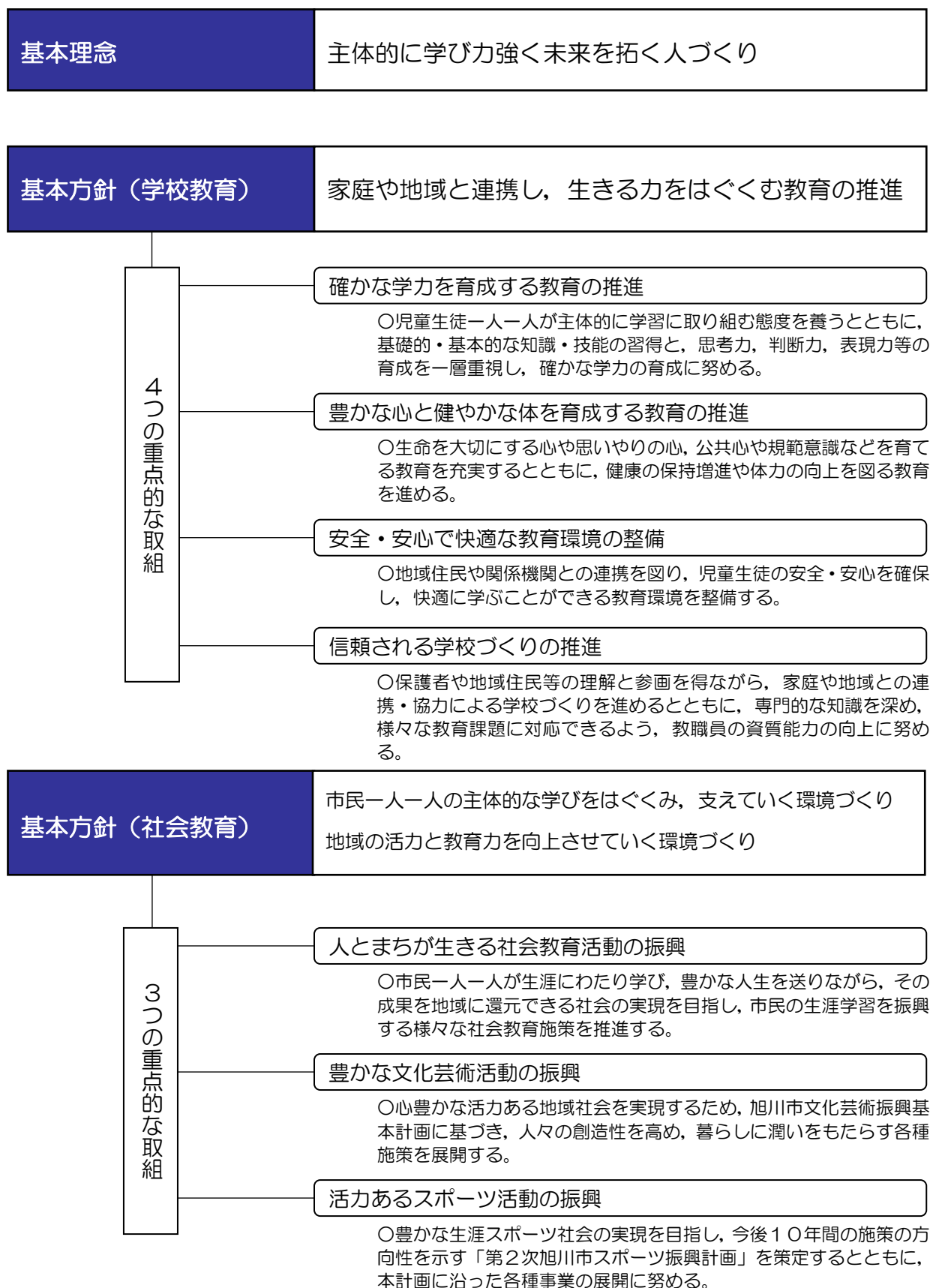
教育委員会は、5人の非常勤の委員をもって構成される（条例により、都道府県又は指定都市にあっては6人以上、町村の場合は3人以上とすることができる）。

委員は、市長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命を行う。任期は4年である（再任可能）。

委員の中から委員長が選任され（任期1年 再任可能）、教育委員会の会議を主宰し教育委員会を代表する。

また、教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に教育長と事務局が置かれている。委員長を除く委員の中から教育長が任命され、教育長は教育委員会の基本的方針の決定を受け、事務局を指揮監督して教育行政を執行する。

3. 旭川市の教育行政方針における基本理念、基本方針及び重点的な取り組み



4. 学校教育に関する職務権限

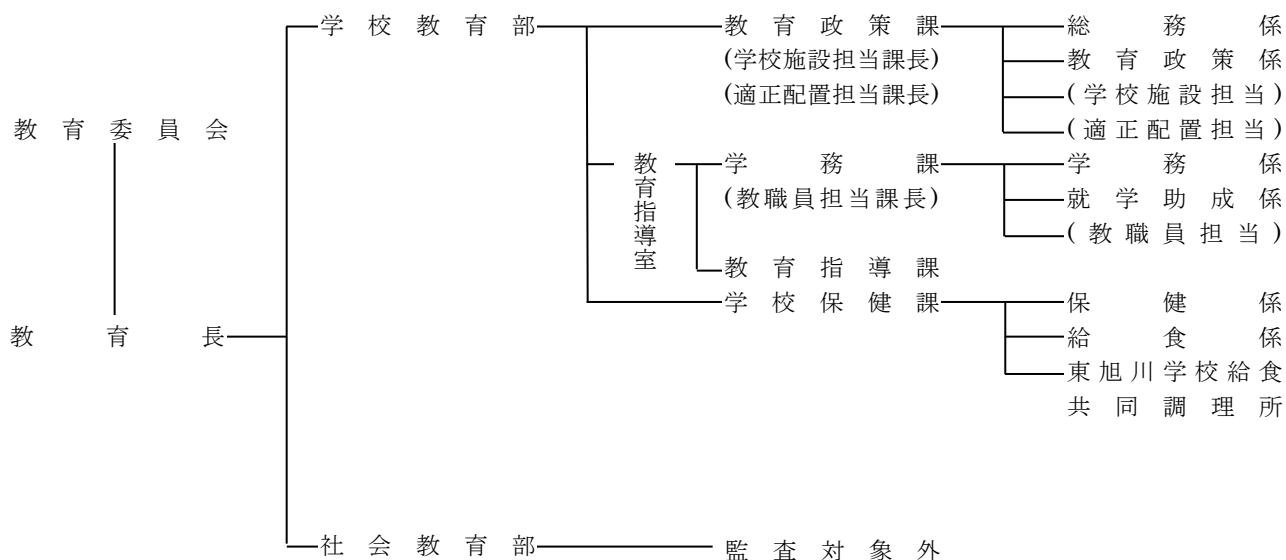
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条に教育委員会の職務権限として以下のものが規定されている。なお、十二から十五の項目については、5（1）に掲げる組織図のうち社会教育部の管轄であり、今回の監査対象外である。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各項目に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

5. 旭川市教育委員会の組織と学校教育の事業規模

(1) 旭川市教育委員会の組織

(平成23年8月1日現在)



(2) 学校教育部の事務分掌

(平成23年8月1日現在)

学校教育部	教育政策課	総務係	・教育委員会の会議 ・規則等の審査、制定、改廃 ・事務局の文書管理 ・部内の事務管理 等
		教育政策係	・教育行政の相談 ・事務局内の調整、進行管理 ・予算決算の総括、調整 ・部内の予算管理 ・市立高校の統合 等
		(学校施設担当)	・小中学校の施設設備計画 ・小中学校施設及び附帯施設の維持管理 ・小学校の設置及び廃止 ・小中学校施設台帳の整備 ・小中学校施設の使用 等
		(適正配置担当)	・小中学校の適正配置

学校教育部	教育指導室 -学務課	学務係 ※	・転入学等の手続き事務 ・学区に関する事務 ・学校教育に係る調査及び統計 ・教材の採択 等
		就学助成係 ※	・就学援助 ・災害共済給付 等
		(教職員担当) ※	・公費負担教職員の任免 ・職員給与、進退、勤務成績の管理 ・教職員団体 ・市立高校の施策 等
		※一部推定	
	教育指導室 -教育指導課	-	・学校運営の指導助言 ・教育の専門的事項の指導助言 ・教育方法等の調査研究 ・児童生徒の事故報告 等
	学校保健課	保健係	・児童や生徒及び校舎等の衛生、健康管理 ・就学時の健康診断、健康相談 ・学校保健会 ・学校医 ・交通安全及び通学路 等
		給食係	・給食の様々な計画立案 ・給食の備品及び器材 ・物資の申請及び配分 ・学校給食物資共同購入委員会 ・学校巡回指導 ・適正給食費の算出 ・献立作成、栄養調査及び研究 ・学校給食共同調理所との調整 等
		東旭川学校給食共同 調理所	・共同調理所の予算及び決算 ・職員の給与及び服務、公印の管守 ・物品の調達及び保管 ・施設、設備の保守管理 ・学校給食運営委員会 ・献立、栄養、調理、保健、衛生 等

(3) 学校教育の事業規模

①平成 23 年度旭川市当初予算(総括表)

下表は旭川市全体の予算であり、教育費は一般会計に含まれる。

(単位：千円)

年度別・区分 会 計 名		平成 23 年度	平成 22 年度	増 減	増減率(%)
一 般 会 計		155,660,000	153,500,000	2,160,000	1.4%
特 別 会 計	国民健康保険事業	42,353,502	42,199,225	154,277	0.4%
	動物園事業	1,467,655	1,455,054	12,601	0.9%
	公共駐車場事業	74,760	68,780	5,980	8.7%
	育英事業	92,550	78,369	14,181	18.1%
	老人保健事業	0	17,070	△17,070	皆減
	駅周辺開発事業	311,949	140,973	170,976	121.3%
	簡易水道事業	111,659	94,704	16,955	17.9%
	農業集落排水事業	40,016	41,193	△1,177	△2.9%
	介護保険事業	26,428,648	25,500,389	928,259	3.6%
	母子福祉資金等貸付事業	121,192	168,023	△46,831	△27.9%
	後期高齢者医療事業	4,189,056	4,086,917	102,139	2.5%
	水道事業	10,009,777	9,823,464	186,313	1.9%
	下水道事業	13,475,691	13,875,426	△399,735	△2.9%
	病院事業	13,728,333	14,418,230	△689,897	△4.8%
	計	112,404,788	111,967,817	436,971	0.4%
合 計		268,064,788	265,467,817	2,596,971	1.0%

②平成 23 年度旭川市一般会計当初予算(歳入・歳出)

平成23年度の教育費は7,400,080千円であり、一般会計全体の4.8%を占める。

(単位：千円，%)

歳 入			歳 出		
款 別	予算額	構成比	款 別	予算額	構成比
市 税	39,500,000	25.4	議 会 費	611,090	0.4
ゴルフ場利用税交付金	17,200	0.0	総 務 費	4,369,825	2.8
自動車取得税交付金	196,000	0.1	民 生 費	62,461,737	40.1
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	129,000	0.1	衛 生 費	10,949,714	7.0
地 方 特 例 交 付 金	237,000	0.2	労 働 費	1,112,633	0.7
地 方 交 付 税	35,451,000	22.8	農 林 水 産 業 費	1,087,494	0.7
交 通 安 全 対 策	84,800	0.1	商 工 費	8,561,400	5.5
特 別 交 付 金			土 木 費	19,463,052	12.5
地 方 譲 与 税	1,332,000	0.9	消 防 費	817,560	0.6
			教 育 費	7,400,080	4.8

利子割交付金	175,000	0.1	災害復旧費	1,200	0.0
配当割交付金	32,000	0.0	公債費	19,494,215	12.5
株式等譲渡所得割交付金	11,000	0.0	職員費	19,280,000	12.4
地方消費税交付金	3,660,000	2.3	予備費	50,000	0.0
分担金及び負担金	1,192,688	0.7			
使用料及び手数料	3,592,010	2.3			
国庫支出金	32,406,214	20.8			
道支出金	7,993,388	5.1			
財産収入	283,995	0.2			
寄附金	20,505	0.0			
繰入金	1,026,699	0.7			
繰越金	500,000	0.3			
諸収入	13,011,801	8.4			
市債	14,807,700	9.5			
歳入合計	155,660,000	100.0	歳出合計	155,660,000	100.0

③旭川市一般会計予算と教育費の推移

下表は過去3年間の教育費と一般会計に占める比率の推移である。

(単位：千円)

区分 年度	当 初 予 算 額			
	一般会計	教 育 費		
		予 算 額	一般会計に占める 比率	対前年度増減
21	144,310,000	7,199,600	5.0%	△ 356,457
22	153,500,000	8,882,901	5.7%	1,683,301
23	155,660,000	7,400,080	4.8%	△ 1,482,821

④学校教育部所管教育費の推移

下表は今回の監査対象である学校教育部所管の教育費とその教育費全体に占める比率の過去3年間の推移である。

(単位：千円)

区分 年度	当 初 予 算 額			
	教育費	学校教育部所管教育費		
		予 算 額	教育費に占める比 率	対前年度増減
21	7,199,600	4,187,606	58.2%	△242,479
22	8,882,901	5,942,481	66.9%	1,754,875
23	7,400,080	4,145,623	56.0%	△1,796,858

(2009年度～2011年度「旭川市の教育」より)

⑤小・中学校数及び児童・生徒数

下表は旭川市の小中学校数及び児童・生徒数である。監査対象となるのは国立小中学校(旭川教育大学付属小中学校)を除く市立の小中学校である。

(平成23年5月1日現在)

区分 小中別		学 校 数			児童生徒数(人)			学級数
		計	うち へき地	うち 複式	男 (人)	女 (人)	計 (人)	
小学校	市立	55	3	10	(480) 8,064	(186) 7,944	(666) 16,008	(156) 588
	国立	1	—	—	223	231	454	12
	計	56	3	10	(480) 8,287	(186) 8,175	(666) 16,462	(156) 600
中学校	市立	29	2	2	(170) 4,106	(97) 4,084	(267) 8,190	(71) 259
	国立	1	—	—	190	178	368	9
	計	30	2	2	(170) 4,296	(97) 4,262	(267) 8,558	(71) 268

※ 児童・生徒数の()は特別支援学級児童・生徒数

※ 学級数の()は特別支援学級数

第3 外部監査の結果及び意見

1. 監査結果の一覧

外部監査の結果の一覧は下記の表のとおりである。

なお、監査の結果として、発見事項を次の2つに分類し記載する。

指摘：事務の執行等において法令違反又は不当等の重大な事項、及び、重大な問題点とまではいえないが、規程、規則またはマニュアル等から逸脱しており、速やかには是正、改善する必要がある事項

意見：組織や関係部署の合理化のために参考となる見識、及び、将来のために改善・改良していくことがより良いと思われる行財政組織システムの整備にかかる事項

監査対象	内容	発見事項の分類	ページ
学校の適正規模及び適正配置	適正配置計画の見直しについて	意見	21
	適正配置計画の推進	意見	22
備品管理について	備品台帳と設置・保管場所の相違	指摘	26
	備品台帳への記載漏れ	指摘	26
	備品台帳照合確認表の記載漏れ	指摘	27
	備品管理シールの貼付漏れ	指摘	27
	廃棄申請の時期	意見	28
	廃棄申請の遅延	指摘	28
	不明な備品の廃棄申請	意見	28
	寄付により取得した備品	意見	29
	備品台帳の見直し	意見	30
	備品台帳のデータベース化	意見	30
	調理方式の検討	意見	37
学校給食事業	学校給食費の未納	意見	40
	給食費会計の保護者に対する説明	指摘	42
	給食事業に関する情報の公開	意見	43
	学校給食の公会計化	意見	43
	現金保管台帳の整備	指摘	47
私費会計	現金徴収について	意見	47
	預金口座による管理の徹底	意見	47
	私費会計口座の名義	指摘	47
	一会計、一口座の厳守	意見	48
	受託業務の文書化	意見	48
	物品保管台帳の不備	指摘	48
	保護者への決算報告の徹底	指摘	48
	私費会計の意義・目的の明確化	指摘	49
	学校教育部による定期的なチェック	意見	49
	私費会計における教育委員会と各学校の取り組み強化	意見	49
	事業評価の仕組	意見	51
人件費について	教育費に含まれない人件費	意見	55
補助金・負担金について	補助金・負担金の評価	意見	58

2. 学校の適正規模及び適正配置

(1) 適正規模及び適正配置の必要性

我が国ではすでに人口減少期に入っており、少子化が進んでいる。もちろんこれは旭川市においても例外ではない。また、将来においても少子化は進行してくることが予想される。

なお、国立社会保障・人口問題研究所が平成20年12月に推計した旭川市の若年層の将来人口予測は以下の表のとおりである。

(単位:人)

	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年
0～4 歳	9,969	8,888	7,969	7,189	6,447
5～9 歳	11,485	9,908	8,832	7,917	7,140
10～14 歳	13,875	11,571	9,980	8,896	7,973
15～19 歳	14,410	13,480	11,206	9,663	8,613

この人口減少及び少子化が進行するということは、当然、旭川市の児童・生徒数も同様に減少していくことを意味している。

学校教育は集団で行うことを基本としているため、学校全体あるいは1学年また1学級の児童・生徒数が減少することにより、児童・生徒の教育条件、学校運営等に様々な問題が生じるといわれている。

旭川市においても、児童・生徒数が少ない学校、学級が存在しているが、上記の人口予測からも明らかなように、今後もさらに増加していくことが予想される。

学校は、様々な考え方、経験、体験を持った児童・生徒が集団で生活することで切磋琢磨し学んで行く場所であり、また、このような機会を提供するといった重要な役割を持っている。

効果的な教育活動を実施するためには、通常の授業のみならず、運動会等の学校行事や、クラブ活動・部活動等を一定規模以上にすることが必要となってくる。

もちろん、学校の規模が過大になり、一人ひとりに行き届いた教育を実施できなくなることも問題であることは言うまでもない。

このように、児童・生徒に対し効果的な教育活動を実施するため、さらには、各児童・生徒に対し、出来る限り学習環境、学校行事、クラブ活動・部活動、クラス替えの機会を平等に提供するため、学校を適正な規模に再編・配置することが必要となる。

なお、学校規模については、学校教育法施行規則第41条において「小学校の学級数12学級以上18学級以下を標準とする。」となっており、(ただし書きでは、「地域実態その他に

より特別の事情のあるときは、この限りではない。」と規定されている。) 中学校についても同施行規則第79条で、小学校の規定を準用することとなっている。

(2) 旭川市立小・中学校適正配置計画の内容

旭川市教育委員会では、平成16年度に、学識経験者、保護者、一般公募による市民等からなる「旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会」を開催し、平成16年11月に学校の適正規模、適正配置等についての検討結果の報告を受けている。

この報告書では、旭川市の児童・生徒数や学級数の現状及び将来推計を踏まえた、学校の小規模化の問題に取り組むべき責務、学校の適正規模を考える視点、適正配置の進め方、地域との関わりなどについて基本的な考え方がまとめられていた。

旭川市教育委員会では、平成17年5月にこの検討懇談会の報告を踏まえ、小・中学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方を整理し、「旭川市立小・中学校の適正規模及び適正配置について ～ 旭川市立小・中学校適正配置計画 ～」(以下、「適正配置計画」という)を策定している。

当該、適正配置計画の概要は以下のとおりである。

- i 計画期間は、平成17年度から平成26年度の10年間
- ii 旭川市の学校の適正規模を以下のように定める。
 - 小学校:12学級以上18学級以下
 - 中学校:9学級以上18学級以下
- iii 過小規模校、小規模校を以下のように定める。
 - 過小規模校
 - 小学校:5学級以下
 - 中学校:5学級以下
 - 小規模校
 - 小学校:6学級以上11学級以下
 - 中学校:6学級以上8学級以下
- iv 過小規模校は、原則として廃校し、近隣の学校と統合することとし、市周辺部に位置する複式学級編制の学校の適正配置に最優先で取り組む。
- v 小規模校は、校舎の増改築時等をとらえて、通学区域の変更や統廃合により適正配置に取り組む。

vi 過小規模校、小規模校のうち、一部の学校については、地域拠点校として存続させる。

（地域拠点校とは、旭川市の支所があるなど、地域のコミュニティの核であり、一定の人口集積があり、かつ、将来にわたって一定の児童・生徒数が確保され、1学年1学級以上が維持される学校である。）

vii 適正配置を進めるに当たっては、保護者、地域住民等と十分に協議を行い、理解と協力を得て進めて行く。

viii 社会経済情勢、学級編制基準の見直し等の教育制度改革、保護者、地域住民のニーズ等を踏まえながら、必要に応じて計画を見直すこととする。

ix 適正配置の対象校

適正配置計画では、平成26年度の児童生徒数・学級数の予測に基づき、対象校を決定している。

ア 過小規模校

(ア) 小学校:11校

	平成 16 年		平成 21 年		平成 26 年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
豊里小	4	1	2	1	2	1
神居古潭小	4	1	10	3	9	3
雨紛小	18	3	13	3	12	3
江丹別小	9	3	5	2	4	2
嵐山小	9	3	7	3	5	3
旭川第4小	11	3	4	2	4	2
旭川第1小	14	3	15	3	14	3
旭川第2小	28	4	26	4	24	3
聖和小	23	3	20	3	16	3
千代ヶ岡小	23	3	20	4	16	3
近文第2小	42	5	33	3	30	4

特認校である旭川第5小、富沢小は適正配置の対象としない。

（特認校とは、市周辺部に位置し、自然豊かな環境にある学校で、特例的に旭川市全域からの通学を認めている学校である。）

(イ) 中学校:9校

	平成 16 年		平成 21 年		平成 26 年	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
常盤中	62	3	73	3	82	3
豊里中	3	1	2	1	1	1
神居古潭中	7	2	1	1	4	2
雨紛中	14	3	12	2	9	2
江丹別中	7	2	5	2	2	1
嵐山中	7	2	3	1	2	1
旭川第1中	12	2	12	2	9	2
旭川第2中	113	3	125	5	70	3
千代ヶ岡中	18	3	8	2	8	2

特認校である桜岡中、及び地域拠点校とする旭川中、西神楽中、東鷹栖中は適正配置の対象としない。

イ 小規模校

(ア) 小学校:10校

	平成 16 年		平成 21 年		平成 26 年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
日章小	117	6	134	6	114	6
新町小	136	6	139	6	128	6
青雲小	205	8	218	9	201	6
知新小	199	7	249	9	216	6
朝日小	257	10	260	11	242	8
正和小	104	6	133	6	125	6
大町小	122	6	129	6	117	6
台場小	67	6	66	6	60	6
永山東小	105	6	87	6	85	6
近文第1小	157	6	152	6	137	6

地域拠点校とする西神楽小は、適正配置の対象としない。

(イ) 中学校:5校

	平成 16 年		平成 21 年		平成 26 年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
聖園中	195	6	162	6	184	6
北都中	214	6	171	6	206	7
神居東中	282	9	244	8	193	6
神居中	265	8	256	8	251	8
忠和中	363	11	306	9	270	8

(3) 旭川市立小・中学校適正配置計画の進捗状況

①適正配置計画の実施実績

現時点における、適正配置計画の実施状況は以下のとおりである。

統合日	廃 校	受 入 校
H18.4.1	旭川第4小学校	旭川第5小
	豊里小学校	神居小
	豊里中学校	神居中
H19.4.1	神居古潭小学校	忠和小
	神居古潭中学校	忠和中
	旭川第1中学校	旭川中
H20.4.1	千代ヶ岡中学校	西神楽中
H21.4.1	雨紛中学校	神居東中
H27.4.1(予定)	常盤中学校	3校による統合校新設
	聖園中学校	
	北都中学校	

豊里小学校と豊里中学校及び神居古潭小学校と神居古潭中学校は小中併置校である。

②実施割合

適正配置計画の実施割合は以下のとおりである。

		適正配置計画 での対象校	実施校	実施割合(%)
過小規模	小学校	11	3	27%
	中学校	9	6	67%
	合計	20	9	45%
小規模	小学校	10	0	0%
	中学校	5	2	40%
	合計	15	2	13%
過小規模・ 小規模合計	小学校	21	3	14%
	中学校	14	8	57%
	合計	35	11	31%

上記の実施割合には、平成27年4月に予定している、常盤中学校、聖園中学校及び北都中学校の3校による統合校新設を含めている。

なお、当該、3校による統合新設予定を除くと、実施割合は、過小規模で40%、小規模で0%、両者の合計では23%となる。

③適正配置対象校の現状

適正配置計画において、適正配置の対象として抽出された各学校の現状及び現時点で対象となる学校は以下のとおりである。

i 過小規模校

A 小学校

	適正配置計画	現 状
豊里小	○対 象	×廃 校
神居古潭小	○対 象	×廃 校
雨紛小	○対 象	○対 象
江丹別小	○対 象	○対 象
嵐山小	○対 象	○対 象
旭川第4小	○対 象	×廃 校
旭川第1小	○対 象	○対 象
旭川第2小	○対 象	○対 象
聖和小	○対 象	○対 象
千代ヶ岡小	○対 象	○対 象
近文第2小	○対 象	○対 象
台場小	△小規模校	○対 象

統廃合により、3校が廃校になったが、台場小学校が小規模校から過小規模校へ変わっている。

小学校の過小規模校については適正配置計画の実行があまり進んでいない。

B 中学校

	適正配置計画	現 状
常盤中	○対 象	△統合予定
豊里中	○対 象	×廃 校
神居古潭中	○対 象	×廃 校
雨紛中	○対 象	×廃 校
江丹別中	○対 象	○対 象
嵐山中	○対 象	○対 象
旭川第1中	○対 象	×廃 校
旭川第2中	○対 象	○対 象
千代ヶ岡中	○対 象	×廃 校

中学校の過小規模校については、小学校に比べて、平成27年の統合予定を含めると適正配置計画の実行が進んでいる。

ii 小規模校

A 小学校

	適正配置計画	現 状
日章小	○対 象	○対 象
新町小	○対 象	○対 象
青雲小	○対 象	○対 象
知新小	○対 象	○対 象
朝日小	○対 象	○対 象
正和小	○対 象	○対 象
大町小	○対 象	○対 象
台場小	○対 象	△過小規模校へ
永山東小	○対 象	○対 象
近文第1小	○対 象	○対 象
旭川第3小※	対 象 外	○対 象
東町小	対 象 外	○対 象
東五条小※	対 象 外	○対 象
神楽小※	対 象 外	○対 象
緑が丘小	対 象 外	○対 象

※ 旭川第3小、東五条小、神楽小は、適正配置計画の予測では、平成21年には11学級以下へ減少するものの、平成26年時点においては12学級へ再び増加することとして、対象校とはしていない。しかし、平成24年現在では、11学級以下であるため対象校として抽出している。

小学校の小規模校について、現時点では適正配置計画は実行されておらず、平成17年の予測に比べて、対象校が増加している状況にある。

B 中学校

	適正配置計画	現 状
聖園中	○対 象	△統合予定
北都中	○対 象	△統合予定
神居東中※	○対 象	対 象 外
神居中※	○対 象	対 象 外
忠和中※	○対 象	対 象 外

※ 神居東中、神居中、忠和中については、平成17年の適正配置計画における予測では、平成26年には8学級以下であったため対象としていた。しかし、平成24年時点ではいずれも9学級となっており適正規模校に該当する。これは、いずれの3校についても、統廃合の受入先であったことが要因の1つになっていると思われる。

中学校の小規模校については、平成27年4月1日に予定されている3校統合が実行されると、対象校はなくなるという状況である。

(4) 適正配置計画の見直しについて(意見)

平成17年5月に策定された適正配置計画の基本方針では、当該、適正配置計画について「社会経済情勢、学級編制基準の見直し等の教育制度改革、保護者、地域住民のニーズ等を踏まえながら、必要に応じて計画を見直すこととする。」となっている。

適正配置計画にもとづき、平成18年から平成21年までは毎年、適正配置を実行してきているものの、平成22年以降は計画の実行は進んでいない(なお、平成27年に中学校3校の統合が決定されている)。

また、計画の見直し等も、平成17年の適正配置計画策定後は行われていない。

たしかに、学級数の減少については、適正配置計画策定時の予測と、現時点の状況を比べても、それほど大きな乖離はない。

しかしながら、平成17年の適正配置計画策定時から社会経済情勢は大きく変化しているし、統廃合の実施により学校の状況も変わってきている。実際に、上記(3)③の適正配置対象校の現状のとおり、過小規模校や小規模校が増減しているという現実もある。

これらを鑑みると、毎年とは言わないものの、数年に一度は、適正配置計画の進捗状況、社会情勢の変化の状況を把握し、その都度、適正配置計画の見直しを図り、統廃合の優先順位等を明確にしていくことが、効率的・効果的に適正配置を進めていくにあたり必要になる。

(5) 適正配置計画の推進(意見)

(3)旭川市立小・中学校適正配置計画の進捗状況で適正配置対象校の現状を記載しているが、ここであらためて小・中学校の規模ごとの推移をみると以下のような状況にある。

(8. 参考資料 (1) 学校別各種数値 ①学校別児童数・生徒数の推移 参照)

A、小学校

	H16 年	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年
過小規模校	14	13	11	10	10	10	10	10	11
小規模校	13	13	13	15	16	18	18	17	15
適正規模校	26	25	27	24	21	19	19	23	23
大規模校	6	7	5	6	8	8	8	5	6
過大規模校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	59	58	56	55	55	55	55	55	55
小規模校の内 100 名以下	2	3	3	3	4	4	6	6	5

小学校については、適正配置の対象となる過小規模校、小規模校はすでに実施した廃校3校を考慮すると増加している。

さらに小規模校の内、児童数が100名以下の学校についても増加傾向にある。これらの学校は将来的に過小規模校へ移行する可能性が高いと予想される。

B、中学校

	H16 年	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年
過小規模校	12	12	11	9	8	7	7	7	7
小規模校	4	5	4	4	4	4	3	3	3
適正規模校	16	16	17	17	18	18	19	18	18
大規模校	2	1	1	1	0	0	0	1	1
過大規模校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	34	34	33	31	30	29	29	29	29
小規模校の内 180 名以下	1	2	2	2	2	2	3	3	2

中学校については、小学校に比べて統廃合が進んでいるため適正配置の対象となる、過小規模校、小規模校は減少している。

上記の推移からも明らかなように、小・中学校の統廃合を進めて行かなければ、過小規模校、小規模校の数が増加していく。

そのため、小学校はもとより、統廃合が進んでいる中学校についても、適正配置計画（計画の見直しも含めて）にもとづき、可能な限り速やかに適正配置を進めることが望まれる。

当然のことではあるが、下記の表のとおり、学校の規模が小さければ小さいほど、児童・生徒数の単位当たりの教職員数及び予算の額は大きくなっている。

もちろん、「教育」は旭川市ひいては日本全体にとっても重要な事項であるため、単純に予算を削減すればいいという訳ではない。しかしながら、市の予算も無制限にあるわけではなく、限られた予算の中で効率的に最大限の効果を得るように考えなければならない。

そのためには、やはり適正配置を推進していくことが重要である。

たしかに、学校を統廃合するには、通学区域の問題等、解決していかなければならない課題も多く、児童・生徒、PTA及び地域住民の理解を得ることも必要である。また、場合によっては反対の声が上がるかもしれないし、その声を説得していかなければならないという現状もある。さらに、特認校制度の対象校、地域拠点校等の政策的に存続させるべき学校を今後どのようにしていくのかの課題もある。

このように解決すべき課題は多いが、旭川市としては市全体でどの施策が最も効果的であるかを判断基準とし、決定していく必要があると考える。

i、児童・生徒100人当たりの教職員数

(8. 参考資料 (1)学校別各種数値 (2)学校別児童数・生徒数100人当たりに対する教員数参照)

A、小学校

	児童 100 人当たりの教職員数の平均(人)		
	道費職員	市費職員	職員合計
過小規模校	43.8	0.2	44.0
小規模校	11.5	0.8	12.3
適正規模校	7.1	0.4	7.5
大規模校	5.6	0.4	6.0
小学校全体	7.6	0.5	8.0

B、中学校

	生徒 100 人当たりの教職員数の平均		
	道費職員	市費職員	職員合計
過小規模校	51.8	0.6	52.4
小規模校	10.2	0.4	10.6
適正規模校	7.8	0.2	8.0
大規模校	6.6	0.1	6.7
中学校全体	8.2	0.2	8.5

ii、平成23年度 児童・生徒一人当たりの物品に係る学校配当予算の支出実績

(8. 参考資料 (1) 学校別各種数値 ③学校別児童数・生徒数一人当たりに対する物品に係る経費 参照)

	平成 23 年度児童・生徒・1 人当たりの支出額(円)	
	小学校	中学校
過小規模校	125,619	162,579
小規模校	22,704	23,431
適正規模校	11,955	16,292
大規模校	9,197	8,073
学校全体	13,460	17,204

3. 備品管理について

(1) 備品管理の概要

旭川市では備品を、「その性質又は形態を変えることなく比較的長期に渡り継続使用でき耐用年数が3年以上のもので、原則として取得価額(税抜)2万円以上の物品を備品として取り扱う」として定義している(旭川市会計規則第106条、会計事務の手引第5章第2節)。

そのうえで、備品の取得、記録、管理、処分等に係る規定が定められている。

なお、学校教育の備品管理に関する事項が記載されている規程、規則の主なものは以下のとおりである。

- ・ 旭川市会計規則
- ・ 旭川市物品管理規則
- ・ 会計事務の手引 旭川市
- ・ 学校事務の手引き(財務管理編)
- ・ 学校事務の手引き(備品編)

(2) 実施した監査手続

備品管理について検証するため、任意に選択した学校へ往査し以下のような監査手続を実施した。

- ・ 発注、検収、備品登録、備品の照合、廃棄等に関する業務の運用状況について校長、教頭及び事務職員に質問した。
- ・ 備品購入が規則に従い行われているか、「支出負担行為伺書」、「物品購入伺書」、「検収用兼検査調書」を閲覧した。
- ・ 備品の管理が適切に行われているか、「備品台帳」、「備品台帳照合確認表」を閲覧した。
- ・ 備品の処分が規則に従い行われているか、「学校備品廃棄申請書」を閲覧した。
- ・ 備品台帳と備品の現物とを照合した。

このような監査手続の結果、(3)以降のような事項が発見された。

なお、備品の購入が規則に従い、適切な承認のもとで行われているかの検証を行う際に、備品購入以外の支出(消耗品の購入、修繕費、その他の支出)についても検証したが、往査対象となった学校では、取得及び支出に関して問題となる事項は発見されていない。

(3) 備品台帳と設置・保管場所の相違(指摘)

備品台帳は保管場所ごと(教材については教科ごと)にファイルされ管理することになっている。

しかし、往査対象とした6校全ての学校で、備品台帳の設置・保管場所と実際に備品を設置・保管している場所が異なるという状況が少なからず見受けられた。

各学校の説明によると、「備品台帳への登録は、備品を購入(受入)した当初に設置または保管した場所で行い、それ以降は備品の設置・保管場所を移動させたとしても、備品台帳を修正することはしていない」とのことである。さらに、備品の保管場所を移動させた場合においても、備品台帳の保管場所を修正しない理由は、「そのような規定はなく、また、特に指示も受けたことはないためである」との回答であった。

一方、学校教育部へこの状況を確認したところ、規定はないが、「備品の保管場所を移動させた場合には、当然、備品台帳も修正するものだ」と認識している」との回答を得た。

「学校事務の手引き(備品編)」において年一回は備品の確認点検を実施することになっているが、備品台帳と備品の実際の保管場所が相違することにより、この確認点検業務が効率的に実施できない可能性が大きい。特に異動等で備品の管理者が変わらなければならない時などは、特に業務が不効率になるおそれがある。更には、備品の管理が効果的に実施されにくくなり、備品の紛失等につながることも考えられる。

このような状況を改善するためには、まず、備品の保管場所を移動した時には、どのような業務処理を行うかについて規定を策定し、各学校と学校教育部の認識を統一するとともに、策定した規定を適切に運用していく必要がある。

(4) 備品台帳への記載漏れ(指摘)

往査対象の学校の中で以下のような、備品台帳への記載漏れが発見された。

- i、修理が不能となった備品について新品に交換したが、適切に備品台帳へ反映されていなかった。
- ii、備品台帳には記載があるが、現物が確認できない備品が存在した。担当者によると、過去に廃棄申請を実施したが、備品台帳へ廃棄した旨の記載を失念したためであるとの回答であった。なお、廃棄申請書については、過去のものであり、また、何年度の申請であるかも不明なため確認はしていない。

地方財政法第8条では「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されており、もちろん、旭川市においてもこの条文に準拠し、備品を適切に使用、保存、管理しなければならない。その前提としては、備品台帳への記載を、購入・移転・廃棄の都度、適時に行い、備品台帳を見れば、備品の現状を把握できるようにしておく必要がある。

(5) 備品台帳照合確認表の記載漏れ(指摘)

「学校事務の手引き(備品編)」では、「年に一度は学校行事として備品の確認点検を励行し、「備品台帳照合確認表」に確認印を押印し、備品管理の万全を期すこと。」と規定されている。

往査対象とした6校の内、4校で以下のような「備品台帳照合確認表」の不備が見受けられた。

- i、何年間も、一部及び全部の「備品台帳照合確認表」に押印がない。
- ii、「備品台帳照合確認表」の押印が抜けている年度又は教室が存在する。
- iii、全ての「備品台帳照合確認表」が、同じ日付で、同じ担当者の押印であった。

上記 i ～ iii の全ての学校で、年に一度は台帳と備品の現物との照合は実施しているが「備品台帳照合確認表」への押印を失念していたとの回答であった。

また、iii に関しては、実際は各担当の先生に確認点検を実施してもらい、その報告を受けて「備品台帳照合確認表」への押印は担当者が一括で行ったとのことであった。

「備品台帳照合確認表」に確認印を押印することの意義は、備品管理の責任を明確化するとともに、備品の確認点検を実施したということを証明することである。言い方を変えれば、「備品台帳照合確認表」に押印がないということは確認点検を実施していない、備品の管理責任を果たしていないということもできる。

もちろん、各学校とも備品の確認点検は実施していると思うが、当該確認点検を実施し、適切に備品管理を行っていることを証明するためにも、「備品台帳照合確認表」には漏れなく、実施した担当者が、実施日を記入し、押印をする必要がある。

(6) 備品管理シールの貼付漏れ(指摘)

「会計事務の手引 旭川市」第5章 第6節2(5)では、「備品には、備品登録されていることを明確にするため、会計課で作成するラベルテープによる備品ラベルを貼付しておかなければならない。備品ラベルは各課において管理し、不鮮明、損傷、脱落したときは直ちに会計課に連絡して備品ラベルの再交付を受け、常に備品番号が明確であるように努めなければならない。」となっており、また、「学校事務の手引き(備品編)」においても、「物品には必ず表示ラベルを貼付する。」となっている。

往査対象校において、備品台帳と備品の現物との照合する手続きを行ったところ以下のような状況が発見された。

- i、備品ラベルが貼付されていない。
- ii、備品ラベルの内容が確認できない。
- iii、備品ラベルの番号と、備品台帳の番号とが異なる。

備品ラベルが適切に貼付されていなければ、年に一度は実施することになっている備品の確認点検作業が効率よく、適切に実施できない可能性がある。特に備品管理の担当者が変わった場合、備品の保管場所を変えた場合等は、備品台帳と備品の現物を照合できないといった状況になることも考えられる。

備品の確認点検の際には、備品ラベルが貼付されているか、内容が明瞭になっているかについても確認し、必要に応じて、備品ラベルの貼付・貼り替えを行う必要がある。

(7) 廃棄申請の時期(意見)

備品の廃棄申請手続きについて、「学校事務手引き(備品編)」では、「学校備品廃品処分申請」で申請することにより実施し、その廃棄申請時期は年2回、第1回目は8月1日から8月31日まで、第2回目は2月1日から2月28日までとなっている。また、その処分決定の各学校への通知は、第1回目申請分は9月中に、第2回目の申請分は4月中に行われることとなっている。

各学校への往査時に、「学校備品廃棄処分申請書」の学校(控)を確認したが、「手引き」で記載されている申請時期、及び処分決定の時期にとらわれず、その都度申請し、処分が決定されている。もちろん、「手引き」で決められている期間に限定するより、実際の運用の方がタイムリーに処理されており適切と考えられる。

そのため、期間を限定する必要がないのであれば、「手引き」を運用に合わせて改訂することを検討してはどうか。

(8) 廃棄申請の遅延(指摘)

学校の往査時に「学校備品廃棄処分申請書」の学校(控)を確認したところ、備品の確認点検の日(8月)から、「学校備品廃棄処分申請書」が申請される(10月)まで期間が長い場合があった。

この場合、少なくとも「学校事務手引き(備品編)」で決められている8月中に申請を行うことができたと思われる。

備品管理を効率的に行うためにも、タイムリーに廃棄申請を行い、処分が決定した場合には随時処理を行うとともに、備品台帳への記載も同時に行う必要がある。

(9) 不明な備品の廃棄申請(意見)

上記で備品管理について記載してきたが、備品管理に関する業務について、形式的には実施されているものの、その業務の効果が十分に反映されているか疑問が残る。特に備品の確認点検作業については、せっかく時間を要し実施するのであれば、より効果が出るように実施すべきではないだろうか。確かに、備品を購入する時に比べて、購入後の備品管理は支出が伴わない分、業務が形式的になりやすい、しかし、市の予算で購入し、市の財産である以上は管理を適切に行わなければならない。

往査対象校の「学校備品廃棄処分申請書」の不要となる理由を見ると、全てが修理不能、使用不能であった。

往査時に実施した、備品台帳と備品の現物との照合手続きでは、台帳には記載されているが現物がないもの、また、使用していない備品が見受けられた。これらの備品についても、備品の確認点検時に洗い出しを行い、「学校備品廃棄処分申請書」の申請を行うのがよいのではないかと。

これにより、確認点検時に照合しなければならない備品が明確になり作業の効率化が図られるとともに、未使用の備品を申請することで、場合によっては、他の学校等で使用できるなど、市の財産を有効に利用することにもつながっていくと思われる。

(10) 寄付により取得した備品(意見)

備品台帳を閲覧したところ、寄付で受け入れた備品について金額が記入されていないものが見受けられた。特に過去に寄付を受けたものについては金額が記載されていないものが多かった。

一方、「学校事務の手引き(備品編)」の寄付採納手続きでは、学校に物品の寄付申し出があった場合は、①寄付をする者に「寄付申込書」を記載してもらい、当該申込書を学務係に提出し、②寄付受入の決裁後、寄付物件が納入される。③寄付物件の受入後、学務係から学校に対し、「寄付物品配備通知書」が送られる。この「寄付申込書」及び「寄付物品配備通知書」には、金額が記載されるようになっている。

平成22年度以降の「寄付申込書」及び「寄付物品配備通知書」を閲覧したところ、「匿名で受け入れたテレビ等」、及び「非売品の図書」の2件の例外事項を除き、金額が記載されていた。

備品台帳には金額を記載することとなっており、また「寄付申込書」及び「寄付物品配備通知書」で金額を確認することが可能であることから、金額の記載漏れには注意する必要がある。過去の寄付物品については金額を把握することが困難であると思われるが、少なくともこれから寄付により取得する備品については、金額を漏れなく記載する必要がある。

なお、「寄付申込書」及び「寄付物品配備通知書」に金額が記載されていない例外事項のうち、テレビ等の受入については、型式等が分かれば金額を把握することが可能であるため、「寄付申込書」、「寄付物品配備通知書」及び「備品台帳」に金額を記載するべきと考える。

(11)備品台帳の見直し(意見)

①備品台帳の様式

現在、使用している備品台帳の様式は、かなり古くから使用している様式であると思われる。

当該様式では備品の種類ごとの、過去からの経緯、推移及び現時点での数量を確認する際には有用だと思われるが、現時点でどの資産が存在しているかを把握するには、非常に管理しにくい様式となっている。

(参考:現状の様式一部抜粋)

N o .	受領 (廃棄等) 年 月 日	増減数	単位	取得区分	単価	現在数	規 格	備考 (購入先・配備係等)
1	2 1 . 7 . 1 1	1	台	市 国 理 寄	37,000	1	A 備品	〇〇商店
2	2 1 . 1 1 . 1	1	台	市 国 理 寄	45,000	2	B 備品	××商店
1	2 2 . 1 2 . 1	1	台	市 国 理 寄	37,000	1	A 備品	廃棄承認 N o .
3	2 3 . 1 . 3 0	1	台	市 国 理 寄	20,000	2	C 備品	△△商事
				市 国 理 寄				
				市 国 理 寄				

備品管理を効率的に実施するため、特に備品の確認点検を効率的に実施するためには、将来的に様式を見直す、あるいは、備品管理をデータベース化する等を検討していくのが望ましい。

②備品台帳のデータベース化(意見)

旭川市では備品管理のためのシステムを導入している。しかしながら、学校の備品については当該備品システムを使用していない。将来的に学校の備品についてもデータベース化していくことがあれば、既存のシステムでの運用も1つの方法ではないだろうか。なお、学校における備品の分類は他の部署における備品の分類と相違しているため、現状のシステムそのままでは、学校の備品に対し導入できないとのことであった。

また、往査した学校の中に、備品台帳の情報をエクセルに入力しなおし、データベース化を試みているところがあった。例えば、学校教育部として、このエクセルでのデータベース化をテストし、効率よく運用できるようであれば、規程や手引き等のルールを整備し、各学校で導入していくこともデータベース化の一つの方法ではないだろうか。

もちろん、備品台帳のデータベース化は、どの方法をとるにせよ経費と時間がかかるのは間違いない。

しかしながら、将来的に児童・生徒数が減少し、小中学校の統廃合を進めて行かざるを得ない状況を考えると、どの学校にどのような備品があるかを網羅的に把握する必要性が大きくなっていくものと考え。

例えば、備品を適切に把握していれば、別の学校へ備品を異動させ再利用できるところを、把握していないがために備品を新規に購入する等の無駄が生じる可能性もありうる。

データベース化を実施するか否かの判断は、データベース化に係る経費及び時間と、データベース化することによる備品の有効活用及び備品管理の効率化を比較検討し決定することになるだろうが、現状の備品台帳では効率的な管理に限界がある以上、将来的にはやはり、日常業務への影響を極力回避しながら、データベース化を進めて行く方向が望ましい。

4. 学校給食事業

(1) 学校給食の概要

学校給食は、学校給食法第1条において、「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」とされており、学校教育法施行規則第50条等に規定する教育課程の一つである特別活動として位置づけられている。

また近年、食育基本法が制定されるなど、食育に対する関心が高まっており、学校給食事業の重要性に目が向けられる機会が増えている。

(2) 学校給食の目標

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(3) 旭川市における学校給食の位置付け

旭川市では、児童生徒に生命を大切にする心や思いやりの心、公共心や規範意識などを育てる教育を充実するとともに、健康の保持増進や体力の向上を図る教育を推進するという考えのもと、旭川市学校教育推進基本方針における基本目標の一つとして「豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進」を掲げている。

この基本目標を達成するために策定された基本計画では、重点項目として「学校における食育の推進」を挙げ、食事の重要性についての理解や、望ましい食習慣の形成を図る指導を適切に行うために、「学校における食に関する指導の充実」「学校給食の充実」「食事環境の整備」の3点を基本施策に掲げ学校給食事業を実施している。

(4) 学校給食の実施状況

旭川市の小・中学校における給食は、自校の給食を自校で調理する単独調理方式、特定の学校の調理室で自校及び近隣の給食も調理する親子調理方式、共同調理場で複数校の給食を調理し配送する共同調理方式の、それぞれの方式により実施されている。

また、保護者が負担する給食費に関しては平成21年度に給食物資の値上がりや地産地消の推進等の理由等により改定された。

平成21年度の小学校における一食あたり単価は平成20年度の216.75円から約26円値上がりし242.49円となり、中学校の一食あたり単価は平成20年度の264.51円から約32円値上がりし296.77円となっている。

なお、平成22・23年度では給食費の改定は行われていない。

給食調理形態別の学校数、給食人員、調理人員、給食費及び、平成21年度から平成23年度の給食関連各事業の実績についてのデータは以下のとおりである。

【給食調理形態】

(平成24年5月1日現在)

（平成24年3月1日現在）

形 態	内 容		小学校	中学校	合計
単独調理方式	自校のみの給食を調理する方式		24	1(2)	25(2)
親子調理方式	自校の給食のほかに他校の給食も併せて調理する方式	調理校	20	3	23
		受配校	5	20	25
共同調理方式	共同調理所で複数の学校の給食を調理する方式		6	3	9
合 計 ※（ ）内は小中併置校。			55	27(2)	82(2)

【給食人員】

(平成24年5月1日現在)

区 分		小学校				中学校				合計			
		学校数	児童数 (人)	教職員数 (人)	給食人員 (人)	学校数	生徒数 (人)	教職員数 (人)	給食人員 (人)	学校数	児童生徒数 (人)	教職員数 (人)	給食人員 (人)
単独調理校		24	6,022	614	6,636	3	114	28	142	27	6,136	642	6,778
親子給食	親	20	8,581	785	9,366	3	702	97	799	23	9,283	882	10,165
	子	5	973	99	1,072	20	7,348	639	7,987	25	8,321	738	9,059
	計	25	9,554	884	10,438	23	8,050	736	8,786	48	17,604	1,620	19,224
東旭川共同調理所		6	942	126	1,068	3	269	45	314	9	1,211	171	1,382
合 計		55	16,518	1,624	18,142	29	8,433	809	9,242	84	24,951	2,433	27,384

※ 東旭川共同調理所の小学校教職員数には、当該調理所職員数を含む。

【給食調理施設数及び関係職員人数】

(平成 24 年 5 月 1 日現在)

区 分	施設数	栄養教諭(人)	調理員人数(人)	配膳員数(人)
小 学 校	44	21	237	3
中 学 校	4	3	22	20
東旭川共同調理所	1	1	11	5
合 計	49	25	270	28

【給食費(平成 23 年度)】

区 分	年 額(円)	月 額(円)	1食当たり	給食回数(回)
小 学 校	46,800	3,900	242円49銭	193
中 学 校	55,200	4,600	296円77銭	186

【給食関連各事業の平成21-平成23年度の実績】

(単位:円)

			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
学校給食管理費	小学校	賄材料費	266,635	4,029,239	10,747,090
		委託料	18,337,421	17,867,211	18,231,893
		その他	39,123,680	39,018,080	38,286,885
		小計	57,727,736	60,914,530	67,265,868
	中学校	賄材料費	0	1,929,747	5,429,023
		委託料	53,531,468	64,333,824	67,557,779
		その他	3,889,354	4,169,680	4,114,416
		小計	57,420,822	70,433,051	77,101,218
		計	115,148,558	131,347,581	144,367,086
食事環境整備事業費		計	59,220,798	36,893,566	21,509,758
給食業務電算化推進費		計	10,650,099	10,607,830	10,489,384
高台小学校給食施設整備事業費		計		26,565,523	
給食費滞納整理及び給食室備品等調査事業費		計	0	0	1,842,782
給食関連事業費総計			185,019,455	205,414,500	178,209,010

ここ3年間の給食関連事業費総計の推移をみると、平成21年度では食事環境事業費が大きかったことで事業費総計もその後の2年間に比べて大きくなっている。平成22年度と平成23年度との比較では、平成22年度の高台小学校給食施設整備事業の特殊要因を除くと、ほぼ横ばいで推移している。

それぞれの項目の内容は以下のとおりである。

- ・ 学校給食管理費

学校給食管理費の増加の要因は賄材料費と委託料の増加にある。

賄材料費の増加は、旭川市が地産地消活動の一環として、旭川産の米粉を使った米粉パンを給食に提供することとし、このための予算を増加させていることが大きな要因となっている。通常、給食食材費は保護者が負担する給食費で賄われているが、米粉パンの提供については地産地消活動の一環として行われているため市の負担となっている。

一方、委託料の増加の主な要因は配送委託費の増加である。ここ数年、食事環境整備として給食で使用する食器を磁器食器に移行してきた。従来、小型トラック等で配送できたものが、この食器の移行にともない、キャスター付の大型コンテナによる配送となった。この配送方法の変更による配送コストの増加が、委託料を増額させる要因となっている。

- ・ 食事環境整備事業費

「学校における食育の推進」のための基本施策である「食事環境の整備」の一環として実施されている事業である。主に、メラミン食器から強化磁器食器への移行を行っている。

この食事環境整備事業の推進によって、ここ数年は実施対象校が減少している。（平成21年度以前は1年に5～6校だったものが、平成22年度以降は1～2校となっている）

現状では、実施済みの学校は全体の約70%まで来ていることもあり、当該事業は縮小傾向にある。今後も随時、実施していく予定である。

- ・ 給食業務電算化事業費

食材発注等、給食に関わる会計システムの管理費が大部分となっている。今後も引き続き、ほぼ同額の費用がかかる見込みである。

- ・ 高台小学校給食施設整備事業費

平成22年度に高台小学校の設置に際し実施した事業。

- ・ 給食費滞納整理及び給食室備品等調査事業費

平成23年度のための単年度の事業。臨時職員2名分の賃金等。

なお、平成 21 年度から平成 23 年度においては、老朽化に伴う大規模な修繕及び既存の給食設備を改築しドライシステムを導入する学校がなかったため、給食施設整備に関する支出は発生していない。しかしながら、学校の校舎自体の老朽化に比例し、給食設備についても老朽化が進んでくるため、今後は断続的に修繕や改築の必要性が生じてくることが予想される。

旭川市における学校給食に関する業務の流れは以下のとおりである。

[illegible]

各学校が給食費を保護者より徴収し、旭川市学校給食物資共同購入委員会（以下、共同購入委員会という。）に納入する。

このように、共同購入委員会で一括して発注することにより、食材仕入コストの削減、学校間における食材の平均化が図られている。

(6) 調理方式の検討(意見)

旭川市に限った問題ではないが、給食設備の老朽化が進んできていることから、今後、どのような方法で学校給食を提供していくのかについて検討する時期に来ていると思われる。しかし、旭川市では調理方式等に関する具体的な検討はまだ行われていないようである。

旭川市の多くの小・中学校では、単独調理方式もしくは親子調理方式という「自校方式」により給食が提供されている。

給食提供の方式については、自校方式の他に、共同調理場を設置し複数校に給食を提供する「センター方式(共同調理方式)」がある。(旭川市では、東旭川共同調理所の一か所のみで、対象となっている学校は9校)

将来の調理方式を検討するにあたっては、各調理方式での「児童・生徒一人当たりの給食管理費用」等の実績値を分析することが有効となってくるが、現状では分析に利用できる数値を容易には把握できない状況である。給食の調理方式を検討していくにあたり、まずは、これらの実績値を算出することが望まれる。

もちろん、旭川市の中でも、その地域によって適合する調理方式は異なってくるとは思うが、どの調理方式が適合するのかを検討するにあたり、実績の分析をするとともに、各調理方式のメリット・デメリットを考慮に入れる必要がある。

また、調理方式の検討は、単独で検討するのではなく、学校の適正配置の一環として検討すべきであるし、更には、学校給食に係る業務の一部を民間委託することも検討すべき事項であると考ええる。

自校方式及びセンター方式のメリット・デメリットは以下のとおりである。

<自校方式のメリット>

- ・ 配送時間が短縮され、出来立てを提供することができる
- ・ 食物アレルギーを持つ児童や生徒への個々の対応が容易である
- ・ 食中毒発生時の被害が小さくなる
- ・ 給食の配送が無くなるため、コストが発生しない(親子調理方式の場合は発生する)
- ・ 児童・生徒が作った農作物を給食食材として活用することが容易である

<自校方式のデメリット>

- ・ 設備の整備コストが大きくなる
- ・ 調理員が各校配置となるため人件費がかかる
- ・ 教職員の事務負担が増加する
- ・ 食材の配送コストが大きくなる
- ・ 校舎において火災発生等のリスクがある

<センター方式のメリット>

- ・ 施設設備及び運営経費の節減と合理化
- ・ 規模が大きくなるため民間委託がスムーズに行うことが可能である
- ・ 集中管理による事務負担、労務負担、衛生管理の合理化
- ・ 教職員の事務負担の軽減、調理及び洗浄作業の合理化
- ・ 大量発注による物資調達ならびに物資配送経費の低減
- ・ 食材の配送先が減少するため、食材配送コストが低減できる

(参考)

コスト削減効果の実績例として2つの地方公共団体をあげる。

センター方式に民間委託を組み合わせた例ではあるが、金沢市(人口約44万人)が平成11年度に中学校給食業務の一部を民間委託した事例では約7,600万円が削減されている。

また、目黒区(人口約25万人)が平成11年度より実施した中学校給食業務の一部民間委託の事例では、平成14年度では、約13,465万円の削減が認められている。

<センター方式のデメリット>

- ・ 給食の配送経費が増加
- ・ 適温により提供するための経費が増加
- ・ 食育指導や食物アレルギーへの対応等、新しい形への対応が必要となる
- ・ 食中毒が起これば、規模は大きなものになる
- ・ 大量発注により物資購入や地産地消活動に影響が出る恐れがある

旭川市においては、今後も従来どおり、自校方式を中心に実施されるのであれば、施設の維持管理費用や改善費用(ドライシステムの整備等)が断続的に計上されることが予想される。一方、給食調理センターを設置し適切に運用できた場合には、もちろん建設費用は発生するものの、上記費用の節減とともに、教職員の負担の軽減や物資調達コストを低減できる可能性がある。

また、将来の児童・生徒数の減少が見込まれる中、同様に給食需要の減少は避けられない。そのため、介護老人保健施設や特別養護老人ホームへの食事支給、保育園への給食提供など、小・中学校の給食事業以外の転用について検討することも重要である。他用途転用は、例えば老健施設等への供給を考えた場合、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年度12月推計)」によれば、2040年まで高齢者人口は増加する見込みであるため、需要の増加が期待される。しかしながら、ニーズの多様化や疾病等の理由による食材の限定など、対応すべき課題が多くなることが考えられるため、具体的な数値を伴った慎重な検討は必要となる。

一方で、「センター方式のデメリット」でも触れたように、センター方式を導入すると、これまで蓄積したノウハウでは対応しきれない部分があることは事実である。

しかし、コスト削減効果を主眼に、仙台市や千葉市、福岡市、いわき市等、主にセンター方式を導入している自治体も多く、前例を参考にしながら旭川市の実情に合った形で導入は可能であると考ええる。

今後も旭川市では各学校の調理施設の老朽化や、小・中学校の適正配置による学校の統廃合及び新校舎の建設があると思われるが、その場合でも一定の予算の中で児童・生徒に一定以上の質を確保した給食を与えることに重点を置かなければならない。

具体的な検討はこれからであると思われるが、以上の点を踏まえて、市は学校給食の調理方式について、自校方式をとった場合のコスト削減の方策やセンター方式への移行あるいは民間への業務委託を含め、中長期的な視点から調理方式を早急に検討すべきである。

検討にあたっての具体的な数値を伴った分析の例として、

- ・ 今後の給食事業に関する事業の予算額の予想推移
 - ・ 現体制により給食事業を実施した場合の各事業費の予想推移
 - ・ 自校方式を採用した場合の給食施設の予想改築・修繕コスト
 - ・ 自校方式を続行した場合に実施可能なコスト削減対策とその効果
 - ・ センター方式に移行する場合の予想導入コスト(PFI含め検討)
 - ・ センター方式に移行した場合の各事業費の予想推移
 - ・ 東旭川学校給食共同調理所と学校調理のコスト比較
 - ・ 東旭川学校給食共同調理所の今後採用すべきコスト削減対策とその効果
- (学校保健課が保有する管理運営費の資料では、賄材料費の按分や燃料費・光熱水費等の部分において、それぞれが比較できるような状態になっていない。そのため、管理運営費等、調理業務におけるコスト比較のできる資料を整備することが必要である。)

等があげられる。

(7) 学校給食費の未納(意見)

学校給食費は公会計・私費会計いずれにより運用されるべきかについて、昭和32年12月18日及び昭和39年7月19日に行政実例が示されており、いずれの方式で処理することも認められている。なお、旭川市学校教育部では学校給食費を市の歳入としない私費会計方式を採用してきた。

以下の表は平成19年度から平成23年度までの5年間の各年度における未納金額と、未納率であるが、直近2年間の未納率については全国平均0.56%を下回っている。しかしながら、1年単位ではそれほどの金額ではなくても、過去からの積み重ねでは相当の金額が未納のまま不納欠損処理されてきたと思われる。

【未納金額と未納率】

年度	未納金額(円)	未納率(%)
平成 19 年度	8,568,391	0.69
平成 20 年度	7,927,369	0.64
平成 21 年度	8,425,999	0.61
平成 22 年度	6,490,420	0.48
平成23年度	7,055,880	0.52

※ 旭川市学校給食物資共同購入委員会及び旭川市東旭川学校給食共同調理所の合計

旭川市では未納対応に関するマニュアルを作成し、各学校へ配布している。往査対象校でも当該マニュアルに準じて督促や家庭訪問等が実施されていた。

ただし、これらの未納に対応する教職員には多くの負担がかかっていることも事実である。さらに、データ上は未納金額にカウントされていない短期未納金についても、教職員等の活動により回収されている実態を考えると、実際の未納に関わる教職員の負担は数字以上のものであると考えられる。

<未納対応マニュアルの主な内容>

- ・ 入学もしくは転入時に納入確約書の提出を求める
- ・ 確約書は市立中学に進学する場合は中学に引き継ぐ
- ・ 学校側で納付状況を把握
- ・ 滞納が発生、継続した場合には学校で督促を行う
- ・ 督促は文書によるもの(計2回)、電話によるもの、面談によるものを実施する
- ・ 面談後も滞納が続いた場合は学校保健課に報告する
- ・ 従来は在学中2年を目処に不納欠損処理を行ってきたが、平成23年2月10日以降に存在するものについては、在学中の不納欠損処理を行わず、債権管理していく

未納金額の状況や学校往査時のヒアリング及び未納対応マニュアルの査閲から、以下の2つの課題が存在すると考える。

① 教職員の負担

たしかに、未納の家庭への対応に各学校の教職員が関わることは、問題を解消する上で効率的であると考えられる。しかし、一方では未納の家庭に対する督促等の対応を行ったことにより、教職員の本来業務の時間が奪われ、教職員が本来実施すべき児童・生徒に対する教育活動に影響を及ぼすことも否定できない。

この課題を解消するためには各学校と学校教育部等での業務分担の見直しが一つの方法であると考ええる。

短期的には各学校の担任等が対応するのが効率的であると考えられるが、未納期間が長期化するようであれば、これらの未納者の情報を逐次、学校教育部等で把握し、未納者への対応を学校教育部等の主導で一元的に行うことによって、回収効率が上がるとともに、各学校の教職員の負担も軽減されると思われる。

② 不平等の発生

給食では、全員同じ食事をとることになるため、未納でも納入している人と同じサービスを受けることになる。もちろん児童・生徒には責任はないが、納入できる状況にあるのに納入していないと思われる保護者の存在を、複数の往査対象校でのヒアリングで確認した。

また、未納金が回収された場合、回収された年度の給食費に組み込まれる措置が取られているため、未納となった年と回収された年において、使用できる給食費に差が生じているとのことであつた。

さらに、保護者から集められた給食費は旭川市学校給食物資共同購入委員会で管理され、委員会により食材を一括発注する仕組みとなっているが、未納が多く発生している学校では、年度末になると予算が足りなくなり、食材を調整することもあるとのことであつた。

以上のように、現在の旭川市の給食事業システムにおいては、未納が発生すると、保護者間での不平等、学年間での不平等、学校間の不平等が発生している。

私費会計による運営という前提をもとに、これらの課題を解決するためには、不納欠損処理をする時効中断手続等により時期を延ばし、債権として管理する期間を長くするとともに、支払能力がある未納者については法的措置の実施を視野に入れた未納の抑止に関するシステム整備の検討が必要となる。

(8) 給食費会計の保護者に対する説明(指摘)

学校給食法第11条に基づき、旭川市学校教育部では給食食材費については保護者負担としている。また、学校教育部では、学校給食費は地方公共団体の収入とせず校長の責任で管理してよいとする、昭和32年12月18日文部省管理局長回答、昭和33年4月9日文部省管理局長回答を根拠に、当該給食食材費を私費会計として位置づけている。

私費会計については、各学校で事務処理の標準化がなされることを目標に、学校教育部では、「旭川市立小中学校私費会計事務処理要領」を定めており、保護者等から納められる給食食材費については、事務処理要領に従って各学校で適切に処理されなければならない。

旭川市立小中学校私費会計事務処理要領の第6条1項では「校長は、指定した私費会計について、予算を編成し、会計年度終了後においては決算を行わなければならない」とされており、2項では「全校の予算及び決算については、保護者等に説明しなければならない」と規定されている。

しかし往査の結果、給食費の予算及び決算について保護者等に十分に説明していない学校が散見された。学校教育部の説明では、「各学校長と保護者代表であるPTA会長に定期総会(毎年1回開催)において説明している」とのことであるが、実際にその経済的負担をしている各保護者へ直接の説明は行っておらず、また、各学校が適切に説明しているかについては把握していなかった。

一方、物資共同購入委員会では、給食食材の購入及び給食費会計に関する事業を行っており、その結果として以下の表のとおり毎年度、一定額以上の繰越金が存在している。

当該繰越金は主に年度当初の食材購入に充てられるということであるが、年度間で金額に大きな差があるというのが現状であり、この繰越金の状況や意義について、各学校長あるいは教育委員会から保護者に対する十分な説明も行われていないようである。

【学校給食費会計決算における市全体の繰越金の推移(平成18～22年度)】

年度(決算年度)	繰越金(円)
平成 18 年度	24,611,618
平成 19 年度	18,501,375
平成 20 年度	20,887,857
平成 21 年度	43,281,667
平成 22 年度	27,942,826

このような状況を鑑みると、実質的に経済的負担をしている保護者への説明が不足していると考えられる。この状況を解消するためには、毎年度、各学校あるいは学校教育

部において単年度の給食費会計の決算に関する説明を保護者に公開できるシステムを整えとともに、給食費の仕組を説明の上、市の給食費中期収支計画や繰越金残高等の状況についても保護者に報告するべきであるとする。

(9) 給食事業に関する情報の公開(意見)

旭川市教育委員会はホームページを運用しており、給食の担当課である学校教育部学校保健課のページも用意され、そこには、学校保健課の担当業務や入札結果についての情報が掲載されている。

当該ホームページの中で、単年度の給食費会計の決算や給食費のシステム、給食費中期収支計画、繰越金残高を公表するの、(8)で触れた保護者に対する説明の1つの方法であるとする。

さらに、市民からの要望がある場合には旭川市が選定している副食業者の情報や、発注の仕組み、直近の副食発注業者の情報を保護者に対して公開することを検討する必要がある。

また、必要な情報公開以外にも、給食事業に関して旭川市が取り組んでいる他の地域にない特色や、工夫された献立内容等を実際に給食に触れられない保護者等にホームページ上で公開することにより、情報を共有し、給食に対する安心を獲得していくことも有用であるとする。

(10) 学校給食の公会計化(意見)

上述のとおり、旭川市教育委員会学校教育部では学校給食費を市の歳入としない私費会計方式を採用してきた。

私費会計により学校給食を運営するということは、学校給食費会計を市の歳入歳出外において各学校の責任下で処理するということであり、これは運用の仕方によっては学校給食法第4条において規定されている、「学校給食の実施が義務教育諸学校の設置者の責任とされている」に相反することにもなりかねない。

このように規定上、複雑な形となっているため、学校給食費を適切に運用、管理しなければ責任や権限の所在が曖昧になってしまうという懸念がある。

このような状態を払拭するため、学校給食費については、市の歳入とする公会計方式へ移行するという方法もある。

公会計方式に移行した場合、市と保護者との間の権利関係が明確化するとともに、市長の権限と責任において集約的に管理し、法的手続きを含めた徴収に取り組むことが可能となる。そのため、上記のような曖昧さが解消されるとともに、学校給食費の予算・決算が議会の審議を受けることにより透明性が向上し、また、滞納額のタイムリーな把握、滞納対策の強化による保護者負担の公平性確保、さらには、給食費徴収事務の多くを旭川市へ移管することにより、各学校における徴収事務において一定の負担軽減が期待でき、

(7)や(8)で述べた問題点が解消される可能性がある。

旭川市の場合、ほとんどの学校で給食費は口座引落となっているとともに、物資共同購入委員会による一括発注がなされているため、上記のシステムが整っていない自治体に比べ、公会計化へのハードルは低いと考えられる。

北海道内においても上記問題点の解消を目標として、石狩市・岩見沢市・北見市・室蘭市等、給食費を公会計として運営している自治体もあり、センター化と同時に公会計した例もあることから、他市事例を勘案し、総合的な視点で給食事業全体の検討を進めるべきである。

公会計化に向けて検討すべき事項としては、以下の点が挙げられる。

- ・ 増加する事務負担(債権回収や督促業務)に対応する職員の配置
(北見市では平成23年度に専門職員2名を配置)
- ・ 未納債権の位置づけ(上記4市では、3市が私債権、1市が公債権)
- ・ 未納者に対する法的手続きの実施基準の設定(上記4市中2市が設定している)
- ・ 公会計化(センター化)に関する条例等の整備
- ・ 市の税務関連部門等、教育委員会内外との連携
- ・ 未納率及び未納債権回収率の向上に向けた、各学校との情報の共有及び協力関係の再構築

5. 私費会計

(1) 私費とは

学校教育法第5条において、学校の運営に要する経費は設置者が負担することが原則とされているが、受益者負担の考え方にに基づき、保護者が負担することが適当と考えられる経費や、PTA等の団体が、その活動実践のために徴収している経費は私費とされ、各生徒の保護者が負担することとなっている。

旭川市では私費会計を適切に徴収・管理するため、「旭川市立小中学校私費会計事務処理要領」(以下、要領)を定め、各学校が要領に基づき事務処理を行うこととしている。

(2) 旭川市立小中学校私費会計事務処理要領の要旨

- ・ 私費会計に関わる学校内での金銭事故等を防止し、取扱方法の標準化を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。(1条)
- ・ 校長は学校が担う私費会計を指定し、私費会計指定台帳に必要事項を記載しなければならない。団体私費会計を指定する場合は、当該団体との協議により、学校が担う業務の範囲等について定めておかなければならない。(3条)
- ・ 校長は指定した私費会計について、予算を編成し、会計年度の終了後においては決算を行わなければならない。予算及び決算については、保護者等に説明しなければならない。(6条)
- ・ 保護者等に対し私費会計に係る金銭の納付を依頼するときは、学校私費会計については校長名、団体私費会計については団体代表者名で、それぞれ文書により通知しなければならない。(7条)
- ・ 会計担当者は徴収担当者から私費会計に係る金銭を収納したときは、金額を確認の上、収納日計票に必要事項を記載し、金融機関の入金伝票を添えて、会計責任者の決裁を受けなければならない。収納した金銭は、速やかに当該私費会計口座に入金しなければならない。(9条)
- ・ 一時的に現金を学校で保管する場合は、現金保管台帳に必要事項を記載し、校長の許可を得て、施錠可能な金庫等に保管しなければならない。現金の保管を解除する場合は、現金保管台帳に必要事項を記載し、校長の許可を得なければならない。校長は、現金保管台帳の現在保管額と金庫等に保管している現金の額を定期的に照合し確認するとともに、保管期間が長期に及んでいる場合は、早期に当該私費会

計口座への入金を行うよう、会計担当者を指導しなければならない。(10条)

- ・支出の決定に当たっては、書面を作成し、会計責任者の決裁を受けなければならない。立替払いは、事前に承認を得たもの以外は認めない。会計担当者は、支払が終了後、速やかにその内容を出納簿に記録しておかなければならない。(11条、12条)
- ・私費会計で購入した物品(消耗品を除く。)は、台帳を整備し管理するものとし、定期的に会計の経理状況や物品の管理状況等について検査させなければならない。(13条、14条)
- ・収入支出に関する書類は、会計年度終了後5年間保存しなければならない。(15条)

(3) 実施した往査の概要

往査先の学校では、私費会計台帳を基に、学校が把握している各私費会計の金額と通帳の突合やヒアリングを実施し、私費会計の徴収及び管理が旭川市立小中学校私費会計事務処理要領に従って行われているか、また、合理的、効率的、有効的かつ公平に行われているか確認した。

往査で把握した私費会計の詳細な内容については、「8. 参考資料 (2) 往査対象先別私費会計の内容」に記載している。以下の表は、発見された事項をまとめたものである。

発見事項	記載	要領
・現金保管台帳、収納日計表の不備	(4)	10条
・現金による徴収が行われている	(5)	9条
・口座が設定されているにもかかわらず、担当教員が現金で管理している	(6)	9条
・不適切の名義による私費会計口座の管理	(7)	-
・一つの口座に複数の会計が混在している	(8)	-
・団体私費会計において、受託業務が文書化されていない	(9)	3条
・物品保管台帳の不備	(10)	13条
・保護者への決算報告が徹底されていない	(11)	6条
・各私費会計の設定目的が不明確	(12)	-
・多額の次年度への繰越金があり、繰越目的が不明瞭	(12)	-
・私費会計の設定目的から逸脱する支出	(12)	-

(4) 現金保管台帳の整備(指摘)

要領第10条において、「一時的に現金を学校で保管する場合は、現金保管台帳に必要事項を記載し、校長の許可を得て、施錠可能な金庫等に保管しなければならない。」とされているが、一部もしくは全ての私費会計に関して現金保管台帳を備えていない事例が散見された。

各学校において、保護者等から受け取った現金の保管は一時的、短期的であることが多いが、事故や不正の防止及び、現金管理の適正化の観点から、現金保管台帳を備え付け、適切に管理することが必要である。

(5) 現金徴収について(意見)

独立して管理すべき私費会計項目に預金口座が設定されておらず、現金により徴収・管理されている事例が散見された。

全国的に見て、私費会計をめぐる事故やトラブルは現金徴収であることに起因するものが多い。要領においても第9条第2項において「収納した金銭は、速やかに当該私費会計口座に入金しなければならない」とされており、各私費会計に対応する口座の設定は明文化されてはいないが、預金口座設定を前提として規定されている。

現金徴収による事故やトラブルを防ぐためにも、私費会計は原則振込とするべきであり、やむなく現金徴収となる場合であっても、現金を受け取った職員に対し、現金保管台帳への記入を義務化し適切に管理することが必要である。

(6) 預金口座による管理の徹底(意見)

預金口座は設定されているが、管理が担当教員に任せられ、当該教員が現金で管理している事例があった。

事故やトラブルを未然に防ぐため、徴収・支出の実務を担当する職員とは別の責任者が定期的に現状を把握し、徴収した現金は速やかに口座に入金するように指導することが必要である。

(7) 私費会計口座の名義(指摘)

同窓会私費口座の名義が前同窓会長のまま残されている事例やPTAに関連する団体私費通帳の名義が校長である事例があった。

関連団体の財産管理の観点から、明確な根拠がないまま代表者以外の名義で預金管理を行うことは不合理であるため、私費会計口座の名義は常時適切なものに変更し、管理されるべきである。

(8) 一会計、一口座の厳守(意見)

私費会計である給食費と私費会計外である教職員の慰労会会計が同一の口座で管理されている事例があった。

一つの口座により複数の会計を管理することとなれば、それぞれの会計の収支が混在し、独立して認識できなくなる恐れがあり、トラブルの元となりかねない。

一会計につき一口座により管理する形を厳守し、各口座と私費会計の収支が一致するように管理することが必要である。

(9) 受託業務の文書化(意見)

要領第3条第2項において、「団体私費会計を指定する場合は、当該団体との協議により、学校が担う業務の範囲等について定めておかなければならない。」とされている。しかしながら、各団体から受託された業務の範囲が文書等により明確に定められていない事例が散見された。

受託者である学校側の管理責任の範囲が不明確なまま受託業務を行うことは、あいまいな業務処理を生む原因ともなりうるため不適切である。そのため、業務範囲を明確に定めた文書等の保管が必要である。

(10) 物品保管台帳の不備(指摘)

要領第13条第1項に「私費会計で購入した物品(消耗品を除く。)は、台帳を整備し管理するものとし、当該台帳には物品名、物品番号、取得金額、数量、所在等を記載しなければならない」とあるが、私費会計により購入された物品の保管台帳を備えていない事例があった。

保護者等からの受託責任を全うし、適切な管理を行うためにも、物品保管台帳を備え置き、物品を購入した場合には即時に記帳し、物品を管理する間は定期的に検査されるべきである。

(11) 保護者への決算報告の徹底(指摘)

要領第6条第1項において「校長は、指定した私費会計について、予算を編成し、会計年度の終了後においては決算を行わなければならない」と規定されており、同条第2項では「予算及び決算については、保護者等に説明しなければならない」とされている。しかしながら、一部の私費会計について、学校から保護者への決算報告がなされていない事例が散見された。

私費会計を運営する以上、学校には、実際に資金を拠出した保護者への十分な説明を行う責任があるため、プリントの配布やPTA総会での説明等により、全ての私費会計に関して決算報告がなされるべきである。

(12) 私費会計の意義・目的の明確化(指摘)

往査対象校の大部分で、同窓会費は卒業生から徴収され、当該卒業生の記念品(卒業証書入れなど)の購入に充てられていた。一方で、同窓会費は徴収されるものの、現在まで一度も支出されていない事例や、同窓会長の車両代が毎年支出されている事例も検出された。

PTA会計やPTA特別会計については、多くの往査対象校で次年度に多額の繰越が行われていた。また、PTAの決議によるものではあるが、PTA特別会計から東日本大震災に対する義援金が拠出されている事例も検出された。

私費会計が公平性を保つためには、単年度で収支が均一となるよう運営されることが望ましく、ある年度で多額に繰越金が一気に使用されるという形は生徒間、保護者間の公平性に疑問が残る。また、各私費会計の本来の目的から乖離した支出が行われることも、公平性や合理性の観点から問題である。

以上の問題点を解消するためには、各学校において各私費会計の徴収・支出目的を明文化するとともに保護者に十分説明し、支出時には目的に沿った支出であるかを吟味し、必要であれば、保護者に対し同意を得ることが必要である。

(13) 学校教育部による定期的なチェック(意見)

学校教育部では、要領が施行されてから現在まで、各学校の私費会計の管理状況について情報収集等の現状確認が行われていない。

私費会計は各学校・校長により管理・運営されるという性格のものであるため、直接的に旭川市や教育委員会が責任を持ち管理すべきものではないとする議論はあるが、学校運営の在り方や保護者・教職員の保護の観点から、事故やトラブルの抑止するための機能を果たすべきであると考ええる。

このため、学校教育部等により、各学校に対して定期的な情報収集や監査を行い適切な指導・助言を実施することが必要であると考ええる。

(14) 私費会計における教育委員会と各学校の取り組み強化(意見)

上記問題点を解消するためには事務的負担の増加が避けられないが、私費会計を直接負担している保護者間の公平性を守るのはもちろんのこと、事故・トラブルから教職員を守るためにも、対策は必要であると考ええる。

私費会計の合理性・公平性を担保するためには、各学校が私費の徴収・管理に対する意識を高めるとともに、教育委員会と各学校が協力して、確かな仕組みづくりを進めることが重要である。

旭川市立小中学校私費会計事務処理要領は平成22年4月1日から施行されたものであり、本報告書提出時まで約3年経過しているため、各学校では当該要領の浸透が進んでいると思われる。

そのため、学校教育部は各学校と情報を交換し、各学校における実情に合致していない部分や不備等を見直しを検討するとともに、要領に沿った管理を徹底する必要がある。

6. 人件費について

(1) 旭川市の学校教育に係る人件費

平成 23 年度の「旭川市各会計歳入歳出決算事項別明細書・実質収支に関する調書・財産に関する調書」によると、学校教育に係る教育費のうち、人件費に係る支出は下表のとおりである。

なお、小学校・中学校における教員・事務職員の人件費は北海道の歳費で賄われているため旭川市の歳出には含まれない。

(単位:千円)

		報酬	賃金	報償費
小学校費	学校管理費	43,261	295,609	12,913
	教育振興費	197,266	363	5,315
	小計	240,528	295,972	18,229
中学校費	学校管理費	4,747	75,032	892
	教育振興費	48,584	—	632
	小計	53,331	75,032	1,524
教育総務費	教育委員会費	5,888	—	—
	事務局費	1,612	16,111	368
	教育指導費	41,216	—	1,689
	小計	48,717	16,111	2,057
合計		342,577	387,117	21,812

(2) 事業評価の仕組(意見)

報酬とは、嘱託職員である用務員・給食調理員、さらに以下に掲げる事業に係る人員に対して支払われたものである。各事業の人員配置については、学校の規模等の一定の基準により配置されている。

なお、嘱託職員とは、1年以内の期間で任用されている職員で、任用期間の更新は 2 回まで認められている。

旭川市では、学校教育に係わる様々な事業を行なっているが、これらの事業について明確な評価の仕組みが見受けられなかった。つまり、現在実施されている事業が全て同水準で重要なのか、それとも一部は廃止が検討されているのかなどが把握できない状況である。したがって、事業継続の可否や支出額の適否が把握できるような評価の仕組みを確立することが望ましい。

(単位:千円)

	事業	金額
小学校費	特別支援教育推進事業費 (通常の学級に在籍する発達障害の児童生徒も含め、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対し、一人一人のニーズを把握し適切な教育的支援を行う「特別支援教育」の推進を図るためのもの)	90,411
	学校保健活動費 (児童生徒の健康保持増進を目的とした定期健康診断等による健康管理及び保健管理を推進するためのもの)	52,433
	管理事務費 (用務員・給食調理員に支払われた報酬)	25,747
	学校図書館活性化事業費 (補助員を配置することにより学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を促進するためのもの)	24,710
	1年生学習支援事業費 (小学校1学年児童に対し、よりきめの細かい指導をすることにより、生活習慣、学習習慣の定着を促進し、楽しい学校生活を送ることを可能とするためのもの)	18,150
	特別支援教育センター事業費 (教育相談や教職員への研修会の開催等を通して、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の振興を図り、障害等のある児童生徒の教育センター的役割を果たすためのもの)	12,810
	スクールバス運行事業費 (学校の統廃合に伴う児童生徒の通学手段の確保のため、スクールバスを運行するためのもの)	8,137
	管理事務費(学務課)	3,225
	健康管理医事業費	1,811
	就学助成費	1,612
	富沢ふれあいの家	1,478
	計	240,528
中学校費	学校保健活動費 (児童生徒の健康保持増進を目的とした定期健康診断等による健康管理及び保健管理を推進するためのもの)	25,205

	学校図書館活性化事業費 (補助員を配置することにより学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を促進するためのもの)	10,560
	スクールカウンセラー等活用推進事業費 (中学校にカウンセリングに関する専門的知識や経験を有する臨床心理士等のスクールカウンセラーを配置し、生徒の様々な不安や心の悩み等の相談、学校の相談体制に対する教職員への助言等を行うためのもの)	9,028
	管理事務費 (用務員に対して支払われた報酬)	4,747
	中学校教科書採択事業費	2,795
	健康管理医事業費	995
	計	53,331
教育総務費	国際理解教育推進事業費 (外国人英語指導助手及び市内在住の外国人等による市立の学校における教師の研修及び児童生徒への訪問授業等を行い、英語教育並びに国際理解教育の発展・充実を図るためのもの)	23,356
	適応指導教室運営費 (不登校及びその傾向にある児童生徒の学校復帰や自立を図るため、通室児童生徒及び保護者への支援とともに、豊かな情操と社会性をはぐくむ指導に努めるためのもの)	10,954
	管理事務費 (教育委員会の運営に関して支払われたもの)	5,888
	不登校・いじめ相談室運営費 (種々の要因により不登校あるいはその傾向にあったり、また、いじめ等により学校生活について悩みを抱えている児童生徒やその保護者へ教育相談やカウンセリング等を行い、不登校やいじめが要因となっている悩みの解消に向けての一助とするためのもの)	5,065
	教育指導費	1,839
	管理事務費	1,612
	計	48,717

(3) 賃金の内訳

賃金とは、臨時職員である用務員・給食調理員・給食配膳員・ボイラー技士・代替職員・学務係事務補助に対して支払われたものである。

なお、臨時職員とは、6か月以内の期間で任用されている職員で、任用期間の更新は1回に限り認められている。

(単位:千円)

	区分	金額
小学校費	用務員	79,599
	給食調理員	173,595
	給食配膳員	2,221
	ボイラー技士	29,051
	代替職員	9,476
	学務係事務補助	1,663
	食事環境整備事業費	363
	計	295,972
中学校費	用務員	39,545
	給食調理員	14,081
	給食配膳員	14,915
	ボイラー技士	4,404
	代替職員	2,086
	計	75,032

(注)代替職員とは、正職員等が有給休暇等短期的な休暇等を取得した際に、代替する職員として任用する職員であり、その身分は臨時職員と同一である。

(4) 報償費の内訳

報償費とは、種々の役務の提供に対する純粋な謝礼等で、具体的には下記に記載のように、小学校のプール運営委員会に対する謝礼金や特別支援教育推進委員会委員に対する謝礼などである。

(単位:千円)

	区分	金額
小学校費	管理事務費(教育政策課) (学校プール管理運営謝礼金)	11,046
	特別支援教育振興費	3,767
	学校運営充実費	1,541
	学校保健活動費	1,257
	その他	636
	計	18,229
中学校費	学校運営充実費	892
	学校保健活動費	632
	その他	12
	計	1,524
教育総務費	指導と評価の手引作成事業費	660
	適応指導教室運営費	524
	教育課程編成の手引作成事業費	448
	小中学校適正配置推進費	348
	その他	77
	計	2,057

(5) 教育費に含まれない人件費(意見)

(1)で記載した学校教育に係る人件費には、嘱託職員・臨時職員ではない正職員の用務員・給食調理員、教育委員会に係る給与は含まれていない。つまり、当該給与は、旭川市のホームページにおいても公表されている「一般会計科目別比較表」の「教育費」ではなく「職員費」の項目に含まれている。

下表のとおり、平成23年5月1日現在で、教育に関わる旭川市の正職員は193名となっている(教育委員会の正職員は平成23年4月1日時点)。これに「平成23年度 旭川市の給与・定員管理等について」にて公表されている平均給与 6,029 千円を乗じると 1,163,597 千円となり教育費に含まれている人件費合計額 751,506 千円より多額となる。

現状の公表されているデータでは、正職員の増減が教育費に影響しないため、本来の意味での教育についての費用対効果を示すことにならない。したがって、教育費に正職員の給与が含まれる形式での比較表を作成することを検討すべきである。

なお、旭川市では当初予算の概要を、「一般会計科目別比較表」と「一般会計経費別比較表」という異なる形式で公表しているが、両表において正職員の人件費は一つの科目に集約されている。それを所属部署別に振り分けることで、所属部署の歳出に占める人件費の割合を把握でき、人件費のコントロールを行ないやすくなると考える。

(学校教育に係る正職員数)

	区分	人数
小学校	用務員	40 名
	給食調理員	43 名
	ボイラー技士	7 名
中学校	用務員	22 名
	給食調理員	6 名
教育委員会(学校教育部)		75 名
	計	193 名

7. 補助金・負担金について

(1) 学校教育に係る補助金・負担金

旭川市では、公益上必要がある場合に相当の反対給付を受けない給付金として補助金を交付している。また、旭川市が各種団体等と事業実施のために設立する実行委員会等に対し、補助金的性格の負担金も交付している。他に、国、北海道等の補助を伴うもの、法令に基づき交付するものがある。

学校教育に係る補助金・負担金として以下のものがある。

(補助金)

(単位:千円)

	金額
①旭川市学校給食物資共同購入委員会補助金	8,308
②各種大会選手派遣等補助金（中学校）	4,504
③旭川市教育研究会補助金	1,442
その他(4件)	1,264

① 旭川市学校給食物資共同購入委員会補助金

学校給食用物資を共同購入することにより、良質で安価な物資を供給し、併せて学校における教職員の事務を軽減し、学校給食の円滑な運営を図ることを目的とするものである。

② 各種大会選手派遣等補助金

部活動の活性化を図るため、各種大会の開催経費及び全道・全国の体育文化活動大会に出場する生徒の派遣費の一部を補助するもので、中学生の体育文化活動を助長し、本市の教育の振興を図るとともに、保護者負担の軽減を図る事業への補助であり、本市の次代の人材を担い、創意に富み活力有る教育の推進の施策の達成につながるものである。

③ 旭川市教育研究会補助金

本市教育に関する研究、研修会・講習会等の開催、教育に関する印刷物の発行、その他教育に要する経費の一部を補助するもので、旭川市内の小中学校教職員の資質向上により、旭川市の学校教育の振興に資するものであり、次代を担う人材を育成し、創意に富み活力ある教育を推進する施策の達成につながるものである。

(負担金)

(単位:千円)

	金額
①上川教育研修センター運営費負担金	15,300
②中学生のための札幌コンサート負担金	1,300
③教職員人間ドック負担金	960
その他(20件)	1,646

① 上川教育研修センター運営費負担金

上川教育研修センターは、上川総合振興局管内の市町村が共同して行なう教職員等の研修並びに研修に関する調査研究を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、昭和48年に設置された教育機関としての施設である。

当負担金は、運営費の負担により教職員の研修機会の増加を図り、教職員の資質向上と教育の振興に資するためのものである。

② 中学生のための札幌コンサート負担金

フルオーケストラの生演奏に生徒が直接触れる機会を持ち、音楽教育に役立てるとともに音楽を通して情操を豊かにすることを目的として、旭川市中学校連盟・旭川市教育委員会・北海道新聞社・札幌交響楽団が共催している「旭川市中学生のための札幌コンサート」の開催経費に係るものである。

③ 教職員人間ドック負担金

教職員の健康管理対策の一環として人間ドックを実施し、疾病の早期発見に努め、もって健康の保持増進に資するためのものである。

(2) 補助金・負担金の評価(意見)

補助金については、「旭川市補助金交付基準」に基づき、経費を根拠づける書類の提供を受けて対象経費に該当するか否かを確認するとともに、補助対象事業についての費用対効果・必要性などを評価し、補助金評価表を作成している。また、負担金についても同様に対象経費の根拠書類を入手し、金額の妥当性を評価している。

しかし、決算書等の資料を入手しているものの、入手した資料を評価に有効活用させていない事例が存在した。また、全体的に他の補助金・負担金との比較・分析や、対象経費の検討及び費用対効果の評価が不足していると思われる。評価を行うことで負担金額の妥当性を検討するのが望ましい。

8. 参考資料等

(1) 学校別各種数値

①学校別児童数・生徒数の推移

i 小学校

学校名	平成16年5月現在		平成20年5月現在		平成24年5月現在	
	生徒数（人）	学級数	生徒数（人）	学級数	生徒数（人）	学級数
知新小学校	199	7	209	8	205	8
日章小学校	117	6	107	6	83	6
朝日小学校	257	10	250	10	233	10
青雲小学校	205	8	199	6	187	7
大有小学校	333	12	304	12	271	12
啓明小学校	369	12	305	12	329	12
正和小学校	104	6	97	6	82	6
春光小学校	527	17	475	15	442	15
北鎮小学校	440	13	428	14	411	13
高台小学校	706	21	648	19	587	19
近文小学校	470	14	474	14	510	18
東五条小学校	300	11	267	9	284	11
向陵小学校	312	12	323	12	326	12
新町小学校	136	6	121	6	123	6
東町小学校	302	12	270	12	246	9
大町小学校	122	6	117	6	85	6
新富小学校	372	12	344	13	330	12
神居小学校	436	14	451	13	353	12
雨紛小学校	18	3	17	3	16	3
富沢小学校	42	4	32	4	30	4
台場小学校	67	6	62	6	59	5
神居古潭小学校	4	1				
豊里小学校	4	1				
江丹別小学校	9	3	6	2	6	3
嵐山小学校	9	3	10	3	11	3
永山小学校	645	18	629	19	665	19
永山東小学校	105	6	97	6	87	6
永山西小学校	618	19	661	19	702	21
旭川小学校	337	12	304	11	306	12
旭川第1小学校	14	3	18	3	12	3
旭川第2小学校	28	4	23	4	29	3
旭川第3小学校	359	12	276	11	221	8
旭川第4小学校	11	3				
旭川第5小学校	30	4	19	3	26	3
千代田小学校	495	15	440	14	424	14
豊岡小学校	332	12	315	11	299	12
神楽小学校	292	11	270	11	266	11
西神楽小学校	98	6	95	6	93	6
聖和小学校	23	3	22	3	16	3
千代ヶ岡小学校	23	3	15	3	15	3
西御料地小学校	580	19	618	18	555	18
神楽岡小学校	395	12	397	13	372	13
北光小学校	402	13	374	13	341	12
東栄小学校	381	13	365	12	314	12
近文第1小学校	157	6	201	7	251	11
近文第2小学校	42	5	36	3	25	4
近文第3小学校	10	3				
末広小学校	417	14	399	12	342	12
愛宕小学校	447	14	420	13	389	13
緑が丘小学校	453	14	388	12	307	11
神居東小学校	489	17	470	16	403	14
東光小学校	615	18	601	19	733	21
陵雲小学校	700	21	624	19	550	18
忠和小学校	614	18	613	19	561	18
永山南小学校	826	23	761	23	664	21
末広北小学校	457	15	347	12	317	12
緑新小学校	299	12	308	12	333	12
愛宕東小学校	671	20	588	19	656	21
共栄小学校	412	12	371	12	313	12
小学校合計	17,637	620	16,581	589	15,796	591

ii 中学校

学校名	平成16年5月現在		平成20年5月現在		平成24年5月現在	
	生徒数（人）	学級数	生徒数（人）	学級数	生徒数（人）	学級数
明星中学校	382	11	348	10	318	10
光陽中学校	395	12	332	10	319	10
北星中学校	317	9	310	10	292	10
常盤中学校	62	3	57	3	61	3
聖園中学校	195	6	166	6	164	6
北都中学校	214	6	184	6	185	6
六合中学校	342	9	288	9	317	9
北門中学校	593	16	508	15	447	13
東光中学校	462	13	417	13	323	10
神居中学校	265	8	273	8	279	9
雨紛中学校	14	3	12	2		
神居古潭中学校	7	2				
豊里中学校	3	1				
江丹別中学校	7	2	3	2	2	1
嵐山中学校	7	2	6	2	6	2
永山中学校	478	13	521	14	551	16
旭川中学校	173	6	160	6	154	6
旭川第1中学校	12	2				
旭川第2中学校	113	3	107	4	94	4
桜岡中学校	22	3	20	3	9	2
神楽中学校	373	11	358	10	346	11
西神楽中学校	81	3	61	3	55	3
千代ヶ岡中学校	18	3				
東鷹栖中学校	124	5	114	4	101	3
啓北中学校	318	9	342	10	296	9
東陽中学校	441	12	452	13	375	11
緑が丘中学校	769	21	655	18	669	19
春光台中学校	371	11	377	12	328	10
永山南中学校	668	18	599	17	552	16
神居東中学校	282	9	275	9	250	9
広陵中学校	734	20	610	17	527	16
東明中学校	483	14	394	12	373	12
愛宕中学校	523	15	460	13	437	13
忠和中学校	363	11	327	10	318	9
中学校合計	9,611	292	8,736	271	8,148	258
小・中学校合計	27,248	912	25,317	860	23,944	849

②学校別児童数・生徒数 100 人当たりに対する教員数

i 小学校

学校名	児童数	道費職員数	市費職員数	職員合計	児童100人当たり教職員数（人）		
	(人)				道費職員数	市費職員数	職員合計
知新小	205	21	3	24	10.24	1.46	11.71
日章小	83	18	1	19	21.69	1.20	22.89
朝日小	233	23	2	25	9.87	0.86	10.73
青雲小	187	20	1	21	10.70	0.53	11.23
太有小	271	21	3	24	7.75	1.11	8.86
啓明小	329	26	1	27	7.90	0.30	8.21
正和小	82	14	2	16	17.07	2.44	19.51
春光小	442	28	1	29	6.33	0.23	6.56
北鎮小	411	26	1	27	6.33	0.24	6.57
高台小	587	36	3	39	6.13	0.51	6.64
近文小	510	33	2	35	6.47	0.39	6.86
東五条小	284	23	3	26	8.10	1.06	9.15
向陵小	326	26	1	27	7.98	0.31	8.28
新町小	123	14	1	15	11.38	0.81	12.20
東町小	246	21	2	23	8.54	0.81	9.35
大町小	85	12	1	13	14.12	1.18	15.29
新富小	330	24	1	25	7.27	0.30	7.58
神居小	353	22	1	23	6.23	0.28	6.52
雨紛小	16	7	0	7	43.75	0.00	43.75
富沢小	30	8	0	8	26.67	0.00	26.67
台場小	59	15	1	16	25.42	1.69	27.12
江丹別小	6	5	0	5	83.33	0.00	83.33
嵐山小	11	7	0	7	63.64	0.00	63.64
永山小	665	36	4	40	5.41	0.60	6.02
永山東小	87	13	0	13	14.94	0.00	14.94
永山西小	702	35	2	37	4.99	0.28	5.27
旭川小	306	25	1	26	8.17	0.33	8.50
旭川第1小	12	7	0	7	58.33	0.00	58.33
旭川第2小	29	8	0	8	27.59	0.00	27.59
旭川第3小	221	19	0	19	8.60	0.00	8.60
旭川第5小	26	7	0	7	26.92	0.00	26.92
千代田小	424	28	2	30	6.60	0.47	7.08
豊岡小	299	26	0	26	8.70	0.00	8.70
神楽小	266	25	0	25	9.40	0.00	9.40
西神楽小	93	12	0	12	12.90	0.00	12.90
聖和小	16	7	0	7	43.75	0.00	43.75
千代ヶ岡小	15	7	0	7	46.67	0.00	46.67
西御料地小	555	32	1	33	5.77	0.18	5.95
神楽岡小	372	25	2	27	6.72	0.54	7.26
北光小	341	25	1	26	7.33	0.29	7.62
東栄小	314	26	2	28	8.28	0.64	8.92
近文第1小	251	18	1	19	7.17	0.40	7.57
近文第2小	25	9	0	9	36.00	0.00	36.00
末広小	342	25	1	26	7.31	0.29	7.60
愛宕小	389	26	2	28	6.68	0.51	7.20
緑が丘小	307	25	2	27	8.14	0.65	8.79
神居東小	403	26	3	29	6.45	0.74	7.20
東光小	733	36	3	39	4.91	0.41	5.32
陵雲小	550	36	2	38	6.55	0.36	6.91
忠和小	561	34	2	36	6.06	0.36	6.42
永山南小	664	41	3	44	6.17	0.45	6.63
末広北小	317	24	1	25	7.57	0.32	7.89
緑新小	333	24	2	26	7.21	0.60	7.81
愛宕東小	656	38	2	40	5.79	0.30	6.10
共栄小	313	21	2	23	6.71	0.64	7.35
合計	15,796	1,196	72	1,268	7.57	0.46	8.03

ii 中学校

学校名	児童数	道費職員数	市費職員数	職員合計	児童100人当たり教職員数（人）		
	(人)				道費職員数	市費職員数	職員合計
明星中	318	28	1	29	8.81	0.31	9.12
光陽中	319	26	1	27	8.15	0.31	8.46
北星中	292	27	1	28	9.25	0.34	9.59
常盤中	61	17	1	18	27.87	1.64	29.51
聖園中	164	18	1	19	10.98	0.61	11.59
北都中	185	17	1	18	9.19	0.54	9.73
六合中	317	24	0	24	7.57	0.00	7.57
北門中	447	31	1	32	6.94	0.22	7.16
東光中	323	27	1	28	8.36	0.31	8.67
神居中	279	27	2	29	9.68	0.72	10.39
江丹別中	2	2	0	2	100.00	0.00	100.00
嵐山中	6	5	0	5	83.33	0.00	83.33
永山中	551	29	0	29	5.26	0.00	5.26
旭川中	154	16	0	16	10.39	0.00	10.39
旭川第2中	94	13	0	13	13.83	0.00	13.83
桜岡中	9	9	0	9	100.00	0.00	100.00
神楽中	346	29	1	30	8.38	0.29	8.67
西神楽中	55	13	1	14	23.64	1.82	25.45
東鷹栖中	101	14	1	15	13.86	0.99	14.85
啓北中	296	23	1	24	7.77	0.34	8.11
東陽中	375	29	1	30	7.73	0.27	8.00
緑が丘中	669	44	1	45	6.58	0.15	6.73
春光台中	328	22	0	22	6.71	0.00	6.71
永山南中	552	39	1	40	7.07	0.18	7.25
神居東中	250	24	0	24	9.60	0.00	9.60
広陵中	527	35	2	37	6.64	0.38	7.02
東明中	373	30	0	30	8.04	0.00	8.04
愛宕中	437	31	1	32	7.09	0.23	7.32
忠和中	318	23	0	23	7.23	0.00	7.23
合計	8,148	672	20	692	8.25	0.25	8.49

③学校別児童数・生徒数一人当たりに対する物品に係る経費

i 小学校

学校名	児童数（人）	H23年度決算数 値（円）	一人当たりの金 額（円）
朝日小学校	249	3,605,494	14,480
旭川小学校	283	3,801,882	13,434
旭川第1小学校	12	1,802,844	150,237
旭川第2小学校	33	2,132,773	64,629
旭川第3小学校	229	3,583,382	15,648
旭川第5小学校	31	1,672,310	53,945
愛宕小学校	420	4,980,582	11,859
愛宕東小学校	657	5,457,995	8,307
嵐山小学校	7	1,466,199	209,457
雨紛小学校	19	1,749,153	92,061
江丹別小学校	5	1,753,848	350,770
大町小学校	90	2,763,848	30,709
神楽小学校	259	4,287,516	16,554
神楽岡小学校	379	4,773,527	12,595
神居小学校	382	4,347,586	11,381
神居東小学校	410	4,851,609	11,833
共栄小学校	325	4,096,497	12,605
啓明小学校	318	4,188,226	13,171
向陵小学校	349	5,043,662	14,452
春光小学校	437	4,521,589	10,347
新富小学校	322	4,426,842	13,748
新町小学校	117	3,297,273	28,182
末広小学校	340	3,838,310	11,289
末広北小学校	320	4,122,755	12,884
青雲小学校	183	3,497,894	19,114
正和小学校	91	2,679,673	29,447
聖和小学校	21	1,705,236	81,202
大有小学校	277	3,753,583	13,551
高台小学校	607	5,774,523	9,513
台場小学校	60	2,731,823	45,530
近文小学校	519	5,112,639	9,851
近文第1小学校	253	4,318,406	17,069
近文第2小学校	28	1,923,087	68,682
知新小学校	192	3,515,599	18,310
忠和小学校	585	5,278,006	9,022
千代ヶ岡小学校	14	1,801,925	128,709
千代田小学校	410	4,549,952	11,097
東栄小学校	330	4,792,883	14,524
東光小学校	700	6,359,271	9,085
富沢小学校	33	1,864,375	56,496
豊岡小学校	312	4,686,710	15,022
永山小学校	700	6,736,610	9,624
永山西小学校	685	6,710,277	9,796
永山東小学校	92	2,402,245	26,111
永山南小学校	678	6,220,129	9,174
西神楽小学校	86	2,825,662	32,857
西御料地小学校	574	5,207,289	9,072
旦章小学校	91	3,157,296	34,696
東町小学校	256	3,841,386	15,005
東五条小学校	286	4,214,022	14,734
北鎮小学校	421	4,606,879	10,943
北光小学校	317	3,996,539	12,607
緑が丘小学校	314	4,421,274	14,080
陵雲小学校	568	5,705,716	10,045
緑新小学校	332	4,503,878	13,566
合計小学校	16,008	215,460,489	13,460

ii 中学校

学校名	生徒数	H23年度決算数 値（円）	一人当たりの金 額
旭川中学校	169	3,804,463	22,512
旭川第2中学校	80	3,282,986	41,037
愛宕中学校	424	6,007,161	14,168
嵐山中学校	6	1,817,180	302,863
江丹別中学校	4	1,868,365	467,091
神楽中学校	344	5,179,688	15,057
神居中学校	269	4,697,225	17,462
神居東中学校	258	6,103,359	23,656
啓北中学校	317	6,231,832	19,659
光陽中学校	311	5,067,861	16,295
広陵中学校	546	6,720,467	12,309
桜岡中学校	14	2,641,907	188,708
春光台中学校	315	4,571,401	14,512
聖園中学校	154	3,793,483	24,633
忠和中学校	317	5,490,390	17,320
東光中学校	345	6,087,915	17,646
東明中学校	399	5,850,284	14,662
東陽中学校	396	5,596,146	14,132
常盤中学校	58	3,415,071	58,881
永山中学校	539	5,940,362	11,021
永山南中学校	559	6,917,844	12,375
西神楽中学校	62	2,596,584	41,880
東鷹栖中学校	96	3,609,163	37,595
北星中学校	271	5,054,929	18,653
北都中学校	176	4,073,988	23,148
北門中学校	474	6,201,590	13,084
緑が丘中学校	312	7,187,787	23,038
明星中学校	657	5,304,230	8,073
六合中学校	318	5,789,733	18,207
合計中学校	8,190	140,903,394	17,204

(2) 往査対象先別私費会計の内容

台帳の項目については、「旭川市立小中学校私費会計事務処理要領」第3条に規定されている「私費会計指定台帳」への記載の有無により、記載がある場合には「○」、記載がない場合には「×」としている。

A学校

(単位:円)

	経理区分	口座 名義	H23年度 収入額	H23年度 支出額	翌年度 繰越高	年度末 残高	台帳	決算の 報告方法	備考
1	学年費	校長	5,240,902	5,240,059	843	936	○	プリント配布	実質的には各学年で管理されている 余った金額は次学年へ繰越
2	給食費	校長	28,002,266	28,001,365	901	901	○	プリント配布	繰越は利息のみ
3	修学旅行費	校長	1,675,300	1,675,300	0	0	○	プリント配布	余剰金が出た場合は学年費へ繰入
4	宿泊研修費	校長	492,902	492,902	0	0	○	プリント配布	
5	日本スポーツセ ンター掛金	校長	249,320	249,320	0	7	○	プリント配布	翌年度繰越高と年度末残高の差額は利息分
6	新一年生入学時 教材費	校長	621,000	614,100	6,900	0	○	プリント配布	残額は第1学年費へ繰入
7	スキーバス代	-	1,087,800	1,087,800	0	0	○	なし	銀行口座はない。現金徴収後は金庫にて保管 現金台帳を作成し管理している
8	PTA会計	校長	2,078,843	1,621,822	457,021	457,021	○	PTA総会にて報告	
9	事業会計	校長	164,910	0	164,910	164,910	×	PTA総会にて報告	再生資源回収活動による収入 周年行事の際に使用している
10	積立金	校長	340,621	0	340,621	340,621	×	PTA総会	毎年60,000円ずつPTA会計より入金
11	同窓会	校長	689,649	0	689,649	689,649	×	なし	初年度から一度も支出なし

B学校

(単位:円)

	経理区分	口座 名義	H23年度 収入額	H23年度 支出額	翌年度 繰越高	年度末 残高	台帳	決算の 報告方法	備考
1	給食費	校長	986,339	984,435	1,904	1,904	○	プリント配布	繰越は利子等
2	小学校会計	校長	10,800	10,800	0	0	○	プリント配布	基本的には単年度で清算
3	小学校低学年 教材費	校長	12,660	12,660	0	0	○	プリント配布	同上
4	小学校中学年 教材費	校長	10,210	10,210	0	0	○	プリント配布	同上
5	小学校高学年 教材費	校長	20,550	20,550	0	0	○	プリント配布	同上
6	中学校会計	校長	96,546	96,543	3	3	○	プリント配布	同上
7	PTA会計	校長	332,209	160,934	171,275	171,275	○	プリント配布	一般会計と特別会計 経常収支は一般会計
8	少年団・部活動 会計	校長	125,003	125,003	0	0	○	プリント配布	
9	スポーツ振興セ ンター	-	3,680	3,680	0	0	×	なし	父母から徴収後、センターに振込
10	スキー リフト代	-	11,300	11,300	0	0	×	プリント配布	現金徴収後、1週間ほど保管している
11	修学旅行	校長	39,600	39,600	0	0	×	プリント配布	市からの助成金を入金するための通帳
12	宿泊研修	-	13,980	13,980	0	0	×	プリント配布	
13	部活動後援会費	校長	416,019	43,081	372,938	372,938	×	プリント配布	H24.4.25に廃止 繰越金額はPTA会計へ繰入

C学校

(単位:円)

	経理区分	口座 名義	H23年度 収入額	H23年度 支出額	翌年度 繰越高	年度末 残高	台帳	決算の 報告方法	備考
1	同窓会(普通)	前同窓 会長	0	0	0	100,800	×	なし	H21年度から入出金なし 卒業生から徴収後、卒業証書入れの代金として使用
2	同窓会(定期)	前同窓 会長	0	0	0	227,038	×	なし	H17年9月に満期 H24年3月末の状況について把握していない
3	PTA	校長	804,213	558,520	245,693	245,693	×	PTA総会にて報告	PTA会費/経常経費
4	PTA特別会計	校長	493,165	187,820	305,345	305,345	×	PTA総会にて報告	学園祭等による収入 他の私費会計、懇談等へ出金
5	実習費	校長	806,304	798,550	7,754	7,754	×	PTA総会にて報告	実験等の費用
6	生徒活動費	校長	140,428	108,011	32,417	32,417	×	PTA総会にて報告	生徒会の活動(学校祭等の小道具等)
7	学舎の鐘	校長	226,800	182,100	44,700	44,700	×	PTA総会にて報告	毎年各学年で作成される文集作成費用
8	給食費	校長	7,379,100	7,379,100	0	0	×	PTA総会にて報告	現金で徴収
9	育成会	校長	2,137,428	1,744,205	393,223	393,223	×	PTA総会にて報告	育成会口座と部活動口座に分けられている
10	部活動遠征費	校長	860,408	64,080	796,328	796,328	×	PTA総会にて報告	育成会から毎年100,000円入金
11	第3学年費	校長	203,051	203,051	0	0	×	プリント配布	平成24年度分は口座に入れずに現金で管理されている
12	第2学年費	校長	160,709	160,709	0	0	×	プリント配布	学年費は学力判断テスト等の費用や遠足等の学年行事 費用として使用される
13	第1学年費	校長	237,505	235,262	2,243	2,243	×	プリント配布	次年度第2学年費へ繰り越し
14	修学旅行費	校長	0	0	0	0	×	プリント配布	要保護と準要保護生徒の補助金のための口座
15	スポーツ振興セ ンター	-	41,400	41,400	0	0	×	プリント配布	現金台帳なし
16	スキー教室	-	199,000	199,000	0	0	×	プリント配布	現金台帳なし
17	修学旅行費	-	2,365,000	2,365,000	0	0	×	プリント配布	現金台帳なし
18	宿泊研修費	-	357,000	357,000	0	0	×	プリント配布	残額は学年費へ(2,550円)
19	炊事遠足費	-	35,700	35,700	0	0	×	プリント配布	残額は学年費へ(6,295円)

D学校

(単位:円)

	経理区分	口座 名義	H23年度 収入額	H23年度 支出額	翌年度 繰越高	年度末 残高	台帳	決算の 報告方法	備考
1	給食費	校長	25,541,242	25,562,562	-21,320	202,390	○	なし	単年度でマイナスとなっている
2	1学年学年会計	校長	701,507	701,507	0	0	○	プリント配布	授業に関する費用、教材費等
3	2学年学年会計	校長	692,845	692,845	0	0	○	プリント配布	同上
4	3学年学年会計	校長	866,714	866,714	0	0	○	プリント配布	同上
5	4学年学年会計	校長	915,312	915,312	0	0	○	プリント配布	同上
6	5学年学年会計	校長	718,065	718,065	0	0	○	プリント配布	同上
7	6学年学年会計	校長	1,057,596	1,057,596	0	0	○	プリント配布	同上
8	1学年特別会計	校長	257,608	257,608	0	0	○	プリント配布	上記の学年費以外の学年費 バス代、修学旅行代等へ使用
9	2学年特別会計	校長	162,136	162,136	0	0	○	プリント配布	同上
10	3学年特別会計	校長	305,970	305,970	0	0	○	プリント配布	同上
11	4学年特別会計	校長	322,140	322,140	0	0	○	プリント配布	同上
12	5学年特別会計	校長	604,140	604,140	0	0	○	プリント配布	同上
13	6学年特別会計	校長	258,320	258,320	0	0	○	プリント配布	同上
14	レインボー学級 会計	校長	48,005	48,005	0	0	○	プリント配布	
15	あおぞら学級会 計	校長	27,003	27,003	0	0	○	プリント配布	
16	たいよう学級会 計	校長	7,500	7,500	0	0	○	プリント配布	
17	PTA	PTA	1,508,382	1,086,473	421,909	421,909	○	PTA総会にて報告	
18	PTA親子ふれあ い	PTA	959,797	29,600	930,197	951,345	○	PTA総会にて報告	収入額と支出額に大きな差額が存在しており、翌年度繰 越金が多額にある

E学校

(単位:円)

	経理区分	口座 名義	H23年度 収入額	H23年度 支出額	翌年度 繰越高	年度末 残高	台帳	決算の 報告方法	備考
1	1学年会計	校長	128,431	128,431	0	0	○	プリント配布	基本的には単年度で収支均衡
2	2学年会計	校長	72,505	72,505	0	0	○	プリント配布	同上
3	3学年会計	校長	67,484	67,484	0	0	○	プリント配布	同上
4	修学旅行費	校長	2,194,950	2,194,950	0	0	○	プリント配布	使い捨てカメラやSDカード購入代金として使用
5	進路会計	校長	68,695	68,695	0	0	○	プリント配布	願書取り寄せや共用の問題集、教師の試験当日の引率 旅費等
6	生徒会費	校長	198,349	156,213	42,136	42,136	○	プリント配布	経常的な行事の収支
7	生徒会特別会計	校長	363,897	280,383	83,514	83,514	○	プリント配布	経常的ではない行事等の収支
8	給食費	校長	5,333,769	5,333,740	29	870	○	なし	
9	理科教材費	校長	20,000	20,000	0	0	○	プリント配布	
10	第1学年美術科	校長	64,003	64,003	0	0	○	プリント配布	
11	第2学年美術科	校長	61,003	61,003	0	0	○	プリント配布	
12	第3学年美術科	校長	68,003	68,003	0	0	○	プリント配布	
13	教材費家庭科	校長	71,987	71,987	0	0	○	プリント配布	
14	技術科	校長	-	-	-	0	○	プリント配布	昨年と今年は現金で管理している 今後、預金口座による管理とする方針
15	PTA	校長	538,619	513,038	25,581	25,581	○	PTA総会にて報告	
16	PTA特別会計	校長	579,852	105,747	474,105	474,105	○	PTA総会にて報告	
17	部活動育成会	校長	1,199,761	1,180,166	19,595	19,595	○	PTA総会にて報告	
18	部活動育成会特別会計	校長	792,915	425,026	367,889	367,889	○	PTA総会にて報告	
19	同窓会	校長	43,940	19,600	24,340	24,340	○	なし	
20	宿泊研修費	-	95,200	95,200	0	0	×	プリント配布	台帳外管理 残額6,800円は2学年会計に含まれている

F学校

(単位:円)

	経理区分	口座 名義	H23年度 収入額	H23年度 支出額	翌年度 繰越高	年度末 残高	台帳	決算の 報告方法	備考
1	学校給食費	校長	5,502,710	5,502,710	0	0	○	なし	
2	修学旅行費	校長	378,200	378,200	0	0	○	プリント配布	修学旅行援助用 繰越が出た場合は父母と相談
3	宿泊研修費	×	37,590	37,590	0	0	○	プリント配布	
4	第1学年教材費 会計	校長	93,000	93,000	0	0	○	参観日 プリント配布	学年会計は基本的に、単年度で収支均衡
5	第2学年教材費 会計	校長	0	0	660	660	○	参観日 プリント配布	同上
6	第3学年教材費 会計	校長	120,492	120,492	0	0	○	参観日 プリント配布	同上
7	第4学年教材費 会計	校長	158,752	158,708	44	44	○	参観日 プリント配布	同上
8	第5学年教材費 会計	校長	127,826	127,742	84	84	○	参観日 プリント配布	同上
9	第6学年教材費 会計	校長	178,619	178,619	0	0	○	参観日 プリント配布	同上
10	わかさ学級	校長	0	0	0	0	○	参観日 プリント配布	同上
11	PTA会計	PTA	633,637	430,822	202,815	202,815	○	PTA総会にて報告	
12	PTA特別会計	PTA	1,288,279	140,854	202,815	1,147,425	×	PTA総会にて報告	収入額と支出額が一部曖昧な部分が存在する

G学校

(単位:円)

	経理区分	口座 名義	H23年度 収入額	H23年度 支出額	翌年度 繰越高	年度末 残高	台帳	決算の 報告方法	備考
1	学校教材費	校長	4,465,104	4,447,166	17,938	17,938	○	参観日 プリント配布	下記※に関するものを現金集金後、まずこの口座へ入金
2	第1学年学年費	校長	56,270	56,188	82	82	○	参観日 プリント配布	※
3	第2学年学年費	校長	82,917	82,917	0	6	○	参観日 プリント配布	※
4	第3学年学年費	校長	51,200	51,200	0	0	○	参観日 プリント配布	※
5	進路	校長	126,015	126,015	0	0	○	参観日 プリント配布	※
6	給食費	校長	23,761,899	23,755,400	6,499	6,499	○	参観日 プリント配布	
7	理科	校長	108,389	108,358	31	31	○	参観日 プリント配布	
8	技術	校長	1,188,811	1,188,811	0	0	○	参観日 プリント配布	※大きく支払遅延しているものがある
9	家庭	校長	508,851	508,220	631	631	○	参観日 プリント配布	※
10	美術	校長	676,451	676,451	0	0	○	参観日 プリント配布	※
11	国語	校長	47,146	47,140	6	6	○	参観日 プリント配布	※
12	修学旅行	校長	7,934,800	7,865,300	69,500	0	○	参観日 プリント配布	残額は学年費へ
13	宿泊研修	-	1,162,000	1,128,800	33,200	0	○	参観日 プリント配布	残額は学年費へ
14	生徒会	校長	757,540	716,013	41,527	0	○	参観日 プリント配布	
15	PTA会計	校長	1,986,478	1,254,608	731,870	731,870	○	PTA総会にて報告	※
16	PTA特別会計	校長	764,330	158,662	605,668	605,668	×	PTA総会にて報告	※私費台帳に入っていないかった 今後、適切に対応する予定
17	同窓会	校長	281,826	81,020	200,806	200,806	○	なし	毎年の卒業記念品と周年行事に関する支出のみ
18	部活動後援会	校長	3,956,650	3,091,155	865,495	865,495	○	部活動、臨時総会 にて報告	※
19	遠征備蓄費	校長	4,939,850	3,252,225	1,687,625	1,687,625	×	部活動、臨時総会 にて報告	※私費台帳に入っていないかった 今後、適切に対応する予定

H学校

(単位:円)

	経理区分	口座 名義	H23年度 収入額	H23年度 支出額	翌年度 繰越高	年度末 残高	台帳	決算の 報告方法	備考
1	給食費会計	校長	-	-	-	7,464	○	なし	当年度収支は学校で把握していない
2	教材・実験実習費	校長	2,035,915	1,977,007	58,908	58,908	○	プリント配布	
3	生徒会	校長	637,414	313,389	324,025	332,325	○	PTA総会にて報告	翌年度繰越高と年度末残高の差額は利子等による
4	雑収入	校長	-	-	-	139,679	○	なし	収支は把握していない 諸費は全て当該口座へ入金される
5	一学年会計	校長	1,161,288	1,161,288	0	0	○	プリント配布	遠足のバス代は現金にて集金
6	二学年会計	校長	915,350	915,350	0	0	○	プリント配布	
7	三学年会計	校長	532,865	532,865	0	0	○	プリント配布	
8	保健衛生費	校長	157,026	136,733	20,293	20,293	○	PTA総会にて報告	
9	環境整備費	校長	150,594	121,214	29,380	30,580	○	PTA総会にて報告	
10	文集費	校長	579,731	543,400	36,331	36,331	○	PTA総会にて報告	
11	修学旅行	校長	11,376,999	11,376,999	0	0	○	プリント配布	残額は学年費へ
12	PTA会計	校長	1,842,029	1,133,929	708,100	708,100	○	PTA総会にて報告	
13	部活動後援会特別会計	校長	7,408,140	6,490,859	917,281	917,281	○	PTA総会にて報告	
14	部活動後援会	校長	1,260,469	1,065,502	194,967	194,967	○	PTA総会にて報告	
15	全国備蓄費	校長	4,484,785	478,210	4,006,575	4,019,175	○	PTA総会にて報告	市外の大会に出場する時のための金額
16	吹奏楽費	校長	910,502	910,502	0	0	○	PTA総会にて報告	
17	同窓会	校長	120,000	120,000	0	716,601	○	なし	卒業生より現金にて集金し、卒業時に支出する
18	進路指導費	校長	126,611	126,611	0	0	○	プリント配布	現金にて集金、残額は学年費へ
19	宿泊研修	校長	1,003,500	1,003,500	0	0	×	プリント配布	現金にて集金、残額は学年費へ

I学校

(単位:円)

	経理区分	口座 名義	H23年度 収入額	H23年度 支出額	翌年度 繰越高	年度末 残高	台帳	決算の 報告方法	備考
1	第1学年教材費 会計	校長	443,014	442,741	273	273	○	プリント配布	学年会計は基本的に単年度で収支均衡
2	第2学年教材費 会計	校長	421,876	421,876	0	0	○	プリント配布	同上
3	第3学年教材費 会計	校長	435,443	434,812	631	631	○	プリント配布	同上
4	第4学年教材費 会計	校長	566,475	566,475	0	0	○	プリント配布	同上
5	第5学年教材費 会計	校長	591,966	591,966	0	0	○	プリント配布	同上
6	第6学年教材費 会計	校長	756,598	756,598	0	0	○	プリント配布	同上
7	チャレンジ学級 教材費会計	校長	30,002	30,001	1	1	×	プリント配布	同上
8	学年特別会計	校長	2,558,065	2,558,065	0	0	○	プリント配布	スキー運搬代(赤帽)、スキーリフト代、社会見学費用等
9	学校給食費	校長	13,835,539	13,833,320	2,219	2,219	○	なし	残額は次年度繰越
10	修学旅行費	-	1,668,828	1,668,828	0	0	○	プリント配布	現金により集金
11	宿泊研修費	-	579,731	543,400	36,331	0	○	プリント配布	現金により集金
12	日本スポーツ振 興センター	-	113,160	113,160	0	0	○	なし	現金により集金
13	PTA会計	校長	783,199	753,045	30,154	30,154	○	PTA総会で報告	PTAの監査を受けている
14	PTA特別会計	校長	436,954	171,736	265,218	265,218	○	PTA総会にて報告	上記PTA会計とともにPTAの監査を受けている
15	同窓会会計	校長	145,215	6,250	138,965	138,965	○	PTA総会にて報告	現金により集金 支出目的が定まっていない

以 上